○静岡市屋外広告物条例施行規則

平成15年4月1日 規則第218号 改正 平成16年3月31日規則第30号 平成17年3月31日規則第51号 平成18年3月8日規則第105号 平成20年10月31日規則第190号 平成23年10月24日規則第77号 平成23年10月24日規則第77号 平成24年3月23日規則第20号 平成24年4月14日規則第61号 平成25年3月14日規則第12号 平成25年3月14日規則第12号 平成26年1月10日規則第1号 平成28年6月28日規則第84号 平成31年3月27日規則第17号 令和3年8月31日規則第66号 令和4年3月30日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市屋外広告物条例(平成15年静岡市条例第229号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別規制地域の区分)

- 第2条 条例第3条の特別規制地域について条例第6条第1項から第3項まで及び条例第11条 に規定する規則で定める基準を定める場合においては、地域の特性に応じた規制を行うため、特別規制地域を第1種特別規制地域及び第2種特別規制地域に区分するものとする。
- 2 第1種特別規制地域は、条例第3条第1号から第5号までに規定する区域とする。
- 3 第2種特別規制地域は、第1種特別規制地域以外の特別規制地域の区域とする。 (普通規制地域の区分)
- 第3条 条例第5条の普通規制地域について条例第6条第1項から第3項まで及び第6項並び に条例第11条に規定する規則で定める基準を定める場合においては、地域の特性に応じた規 制を行うため、普通規制地域を第1種普通規制地域及び第2種普通規制地域に区分するもの とする。
- 2 第1種普通規制地域は、第2種普通規制地域以外の普通規制地域の区域とする。

- 3 第2種普通規制地域は次に掲げる区域とする。
 - (1)都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた商業地域
 - (2) 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域のうち市長が指定する区域 (経過措置)
- 第4条 一の地域又は場所が、第2種特別規制地域から第1種特別規制地域に変更になった際 又は第2種普通規制地域から第1種普通規制地域に変更になった際現にその地域内において 適法に表示し、又は設置している屋外広告物(以下「広告物」という。)又は広告物を掲出 する物件(以下「掲出物件」という。)については、当該変更のあった日から起算して3年 間(表示し、又は設置している広告物又は掲出物件が条例第4条第3項各号に掲げる広告物 又は掲出物件である場合にあっては30日間)は、別表第1又は別表第2の規定にかかわら ず、引き続き表示し、又は設置することができる。

(平17規則51・一部改正)

(適用除外の基準)

第5条 条例第6条第1項第2号及び第4号、同条第2項第1号から第3号まで、第6号及び 第9号、同条第3項第1号及び第2号、同条第6項、第7項並びに第8項の規則で定める基 準は、別表第1のとおりとする。

(平28規則84·一部改正)

(協議の手続)

第5条の2 条例第6条第1項第6号の規定による広告物又は掲出物件の表示又は設置に係る 協議及び第6条の2第3号の規定による広告物又は掲出物件の表示又は設置に係る協議をし ようとする者は、屋外広告物設置協議書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(平28規則84·追加)

(非営利広告物)

- 第6条 条例第6条第6項の規則で定める営利を目的としない広告物は、次に掲げるものとする。
 - (1) 政党その他の政治団体等が行う宣伝、集会等のために表示するもの
 - (2) 営利を目的としないと認められる行事又は催物の類のために表示するもの (交通事故の捜査、交通規制等を目的とする広告物等)
- 第6条の2 条例第6条第8項に規定する規則で定める交通事故の捜査、交通規制等を目的とする広告物又は掲出物件は、次に掲げるものとする。
 - (1) 静岡県警察その他の機関が交通事故等の捜査又は犯罪の注意喚起等のために表示し、

又は設置するもの

- (2)公共工事及び送電線、電話線、ガス管その他これらに類する公共的な施設の工事に伴う交通規制のために表示し、又は設置するもの
- (3) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる行事に伴う交通規制のために表示し、又は設置するもので、あらかじめ市長に協議したもの

ア国又は地方公共団体が参画する年中行事

イマラソン大会、駅伝競走その他これらに類する催事で道路において行われるもの (平28規則84・追加)

(公共的取組)

- 第6条の3 条例第6条第9項に規定する規則で定める公共的取組は、次に掲げるものとする。
 - (1) 地域住民等が主体となって行う催物又は地方公共団体が支援する催物
 - (2)公共空間におけるベンチ、街灯、自転車駐輪場その他これらに類する工作物で歩行者 又は利用者の利便の増進に資するものの整備又は維持管理
 - (3)公共空間における食事施設その他これに類する施設で歩行者又は利用者の利便の増進に資するものの整備又は維持管理
 - (4) 公共空間における植栽、花壇その他これらに類する修景施設の整備又は維持管理
 - (5)条例第6条第1項第6号の広告物又は掲出物件の整備又は維持管理
 - (6) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第46条第1項の規定により定められた都市再生整備計画に基づき設置する同条第3項第2号イの滞在快適性等向上施設等、同条第25項の都市利便増進施設及び同法第73条第2項において読み替えて準用する同法第45条の2第2項第1号の都市再生整備歩行者経路の整備又は維持管理
 - (7) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の7に規定する認定公募設置等計画に基づき設置する同法第5条の2第2項第5号の特定公園施設(自らの負担で建設するものに限る。)及び同項第6号の利便増進施設(当該施設の収入がその整備又は維持管理に充てられるものを除く。)の整備又は維持管理
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、地域における良好な環境や地域の価値を維持向上させるものとして市長が認める取組

(令4規則31・追加)

(広告景観整備地区の指定)

第7条 条例第7条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1)整備地区(条例第7条第1項の整備地区をいう。以下同じ。)の名称
- (2)整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針(以下「基本方針」という。)

(平17規則51・今4規則31・一部改正)

- 第8条 市長は、整備地区を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公告し、当該整備地区の指定の案(以下「指定案」という。)を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
 - (1) 区域
 - (2) 名称
 - (3) 基本方針
 - (4)整備基準
 - (5) 指定案の縦覧場所
- 2 前項の規定による公告があったときは、当該整備地区の住民、当該整備地区において広告 物を表示し、又は掲出物件を設置する者、広告物又は掲出物件を管理する者及び利害関係人 は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定案について、市長に意見書を提出 することができる。
- 3 前2項の規定は、整備地区の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。 (平17規則51・一部改正)
- 第9条 市長は、条例第31条第1号の規定により、整備地区の指定又はその指定の変更若しく は解除について第27条に規定する審議会に諮問しようとするときは、前条第2項の規定によ り提出された意見書(同条第3項の規定により準用される場合を含む。)の要旨を審議会に 提出するものとする。

(許可の申請)

- 第10条 条例第10条第1項の申請書は、屋外広告物許可申請書(様式第1号の2)とする。
- 2 条例第10条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 広告物の表示又は掲出物件の設置の期間
 - (2) 工事施工者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに工事施工者が屋 外広告業者である場合にあっては、その者の屋外広告業登録証又は特例屋外広告業届出済 証の番号
 - (3) 工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日
- 3 条例第10条第2項第4号の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が他人の所有又は管理に属するとき は、その所有者又は管理者の承諾を証する書面又はその写し
- (2) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の周辺の状況を示すカラー写真
- (3) 道標若しくは案内図板(以下「案内図板等」という。)を表示し、又は設置する場所が特別規制地域に属するときは、その表示し、又は設置する場所から、当該案内図板等により誘導する場所(以下「案内対象」という。)までの経路を確認することができる図書
- (4)条例第6条第9項の規定による許可を受けようとする者にあっては、公共的取組の内容及び当該取組に係る資金計画が記載された図書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書
- 4 市長は、条例第10条第1項の規定による申請を許可したときは、屋外広告物表示・設置許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

(平17規則51・平18規則105・平24規則20・平26規則 1 ・平28規則84・令 4 規則31・ 一部改正)

(許可の基準)

第11条 条例第11条の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

(堅牢な広告物等)

第12条 条例第13条第1項ただし書の規則で定める堅牢な広告物又はこれを掲出する物件は、 鉄骨造り、石造りその他耐久性能を有する構造により築造された広告塔、広告板その他これ らに類するもののうち、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定により確認を要するも の又はこれに類するものとする。

(許可の期間の更新の申請)

- 第13条 条例第13条第2項の規定による許可の期間の更新の申請は、屋外広告物許可期間更新申請書(様式第3号)を提出して行うものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、表示している広告物又は設置している掲出物件が条例第4条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件である場合にあっては、この限りでない。
 - (1) 申請前1月以内に撮影した広告物又は掲出物件のカラー写真
 - (2) 申請前3月以内に行った屋外広告物安全点検報告書(様式第4号)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書
- 3 前条の堅定な広告物又はこれを掲出する物件について第1項の許可の期間の更新の申請を する場合においては、前項第2号の規定により添付しなければならない屋外広告物安全点検

報告書の点検実施者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1)条例第28条第1項第1号又は第4号に掲げる者
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項の一級建築士又は同条第3項の二級建築士の資格を有する者で、条例第28条第1項第2号又は第3号に規定する講習会の課程を修了した者
- (3)前2号に掲げる者と同等以上の広告物及び掲出物件の点検に係る知識を有するものとして市長が別に定める者
- 4 市長は、第1項の規定による申請を許可したときは、屋外広告物許可期間更新許可書(様式第5号)を申請者に交付する。

(平17規則51・平18規則105・平31規則17・一部改正)

(変更等の許可の申請等)

- 第14条 条例第14条第1項の規定による変更又は改造の許可を受けようとする者は、屋外広告物変更・改造許可申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 案内図
 - (2)変更又は改造の前後を比較できる仕様書及び設計図
 - (3)変更又は改造の前後を比較できる色彩及び意匠を表す図面
 - (4) 広告物又は掲出物件のカラー写真
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書
- 3 市長は、第1項の規定による申請を許可したときは、屋外広告物変更・改造許可書(様式 第7号)を申請者に交付する。

(平17規則51·一部改正)

(軽微な変更等)

- 第15条 条例第14条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更及び改造は、次に掲げるものとする。
 - (1) 広告物又は掲出物件の色彩、意匠又は形状に変更を加えない程度に修繕し、補強し、 又は塗り変えること。
 - (2) 広告物又は掲出物件の位置及び形状を変更することなく、興行等の内容を表示する広告物を定期的に変更すること。

(平17規則51・一部改正)

(広告景観協定の認定の申請等)

- 第16条 条例第15条第1項の認定を受けようとする者は、広告景観協定認定申請書(様式第8号)に広告景観協定書の写し及び広告景観協定に係る土地所有者等の合意状況が判断できる 書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 2 条例第15条第3項の規定による変更の届出又は同条第7項の規定による廃止の届出は、広告景観協定変更・廃止届出書(様式第9号)に、変更の届出の場合にあっては変更後の広告 景観協定書の写しを添えてしなければならない。
- 3 市長は、広告景観協定(条例第15条第3項の規定により広告景観協定の変更を届け出た場合の当該変更後の広告景観協定を含む。)を認定したときは、広告景観協定認定書(様式第10号)を当該申請をした者に交付するものとする。

(許可の証票等)

- 第17条 条例第16条本文の規則で定める許可の証票は、屋外広告物許可証(様式第11号)とする。
- 2 条例第16条ただし書の規則で定める許可の証印は、様式第12号とする。 (除却届)
- 第18条 条例第19条第2項の規定による届出は、屋外広告物除却届出書(様式第13号)を提出 して行うものとする。

(違反広告物である旨の表示)

- 第19条 条例第21条第1項の表示は、標章(様式第14号)を貼り付け、又は取り付けて行うものとする。
- 2 条例第21条第2項の表示は、標章(様式第15号)を貼り付け、又は取り付けて行うものとする。

(平28規則84・一部改正)

(身分証明書)

第20条 条例第23条第2項及び条例第29条の5第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第16号)とする。

(平18規則105·一部改正)

(届出)

- 第21条 条例第25条第1項の規定による届出は、堅牢な広告物等の管理者設置・変更届出書 (様式第17号)を提出して行うものとする。
- 2 前項の届出書には、条例第18条第2項各号に掲げる者に該当することを証する書面又はそ の写しを添付しなければならない。ただし、市長が特にその必要がないと認めるときは、こ

の限りでない。

- 3 条例第25条第2項の規定による届出は、屋外広告物設置者変更届出書(様式第18号)を提出して行うものとする。
- 4 条例第25条第3項の規定による届出は、屋外広告物設置者・堅牢な広告物等の管理者の氏 名等変更届出書(様式第19号)を提出して行うものとする。
- 5 条例第25条第4項の規定による届出は、屋外広告物滅失届出書(様式第13号)を提出して 行うものとする。

(平24規則20・一部改正)

(保管した広告物等一覧簿の閲覧)

- 第21条の2 条例第25条の2第3項の規則で定める様式は、保管広告物又は掲出物件一覧簿 (様式第20号)とする。
- 2 条例第25条の2第3項の規則で定める場所は、都市局建築部建築総務課とする。

(平17規則51・追加、平18規則105・平25規則12・一部改正)

(競争入札における掲示事項等)

- 第21条の3 条例第25条の3第4項及び第5項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 入札執行の場所及び日時
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平17規則51·追加)

(広告物等の返還に係る受領書の様式)

第21条の4 条例第25条の4の規則に定める様式は、受領書(様式第21号)とする。

(平17規則51・追加、平18規則105・一部改正)

(屋外広告業の更新の登録の申請)

第22条 屋外広告業者は、条例第26条第3項の規定による更新の登録を受けようとするとき は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の前6月から前30日までの間に、市 長に申請しなければならない。

(平18規則105・全改)

(登録申請書の様式等)

- 第22条の2 条例第26条の2第1項の登録申請書は、屋外広告業登録申請書(様式第22号)とする。
- 2 条例第26条の2第2項(条例第26条の5第3項において準用する場合を除く。)の規則で

定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 誓約書(様式第23号)
- (2)登録申請者が選任しようとする業務主任者が、条例第28条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
- (3) 登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書
- (4) 登録申請者が個人である場合にあっては、その住民票の写し又はこれに代わる書面
- (5) 登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面(法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書)

(平18規則105・追加、平24規則20・一部改正)

(登録の通知)

第22条の3 条例第26条の3第2項の規定による通知は、屋外広告業登録証(様式第24号)を 交付することにより行う。

(平18規則105·追加)

(変更の届出の様式等)

- 第23条 条例第26条の5第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書(様式第 25号)を提出して行うものとする。
- 2 条例第26条の5第3項において準用する条例第26条の2第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1)条例第26条の2第1項第1号に掲げる事項の変更の場合 屋外広告業登録証、第22条 の2第2項第1号の誓約書(以下この項において「誓約書」という。)及び個人の場合に あっては住民票の写し又はこれに代わる書面、法人の場合にあっては登記事項証明書
 - (2)条例第26条の2第1項第2号に掲げる事項の変更の場合(登記事項証明書の記載事項に変更を生じたときに限る。) 登記事項証明書
 - (3)条例第26条の2第1項第3号に掲げる事項の変更の場合 登記事項証明書及び新任の 役員を生じた場合にあっては、誓約書
 - (4)条例第26条の2第1項第4号に掲げる事項の変更の場合(新たな法定代理人を生じたとき(法定代理人が法人である場合にあっては、新任の役員を生じたときを含む。)に限る。) 誓約書及び当該法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面(法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書)
 - (5)条例第26条の2第1項第5号に掲げる事項の変更の場合(担当する営業所の名称に変

更を生じたときを除く。) 第22条の2第2項第2号の書面

3 市長は、第1項の届出が前項第1号に掲げる場合によるものであるときは、屋外広告業登録証を書換えの上交付するものとする。

(平18規則105・全改、平24規則20・一部改正)

(登録簿の閲覧場所)

第23条の2 条例第26条の6第1項の規定による登録簿の閲覧は、都市局建築部建築総務課に おいて行う。

(平18規則105・追加、平25規則12・一部改正)

(廃業等の届出の様式等)

- 第23条の3 条例第26条の7第1項の規定による届出及び条例第29条の3第3項の規定による 屋外広告業の廃止の届出は、屋外広告業廃業等届出書(様式第26号)を提出して行うものと する。
- 2 前項の届出は、屋外広告業登録証を添えて行わなければならない。 (平18規則105・追加)

(講習会)

- 第24条 条例第27条第1項の講習会を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申請書(様式第27号)を市長に提出しなければならない。
- 2 次に掲げる者は、条例第27条第2項第3号に掲げる事項の受講を免除する。この場合において、講習会を受けようとする者は、前項の申請書に、その資格を証する書面又はその写し を添付しなければならない。
 - (1) 建築士法に基づく建築士の資格を有する者
 - (2) 雷気工事士法(昭和35年法律第139号)に基づく雷気工事士の資格を有する者
 - (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号) に基づく電気主任技術者免状の交付を受けている者
 - (4)職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第2訓練科の欄に掲げる帆布製品製造科に係る職業訓練を修了した者、同規則別表第11免許職種の欄に掲げる帆布製品製造科に係る職業訓練指導員の免許を受けた者又は同規則別表第11の3の3に掲げる帆布製品製造に係る技能検定に合格した者
- 3 市長は、条例第27条第1項の講習会の課程を修了した者(以下「講習会修了者」という。)に対し、屋外広告物講習会修了証書(様式第28号。以下「修了証書」という。)を交付するものとする。

- 4 講習会修了者は、修了証書の記載事項に変更があったときは、市長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出は、屋外広告物講習会修了証書記載事項変更届出書(様式第29号) に次に掲げる書面を添えてしなければならない。
 - (1) 修了証書
 - (2) 記載事項の変更を証する書面又はその写し
- 6 市長は、第4項の規定による届出をした者に対し、修了証書を書換えの上、交付するものとする。

(平17規則51・平18規則105・平31規則17・一部改正)

(認定)

- 第25条 条例第28条第1項第5号の規定による認定を受けようとする者は、屋外広告物講習会 修了等相当者認定申請書(様式第30号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、条例第28条第1項第5号の規定による認定をした者(以下「認定者」という。) に対し、屋外広告物講習会修了等相当者認定書(様式第31号。以下「認定書」という。)を 交付するものとする。
- 3 認定者は、認定書の記載事項に変更があったときは、市長に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出は、屋外広告物講習会修了等相当者認定書記載事項変更届出書(様式第32号)に次に掲げる書面を添えてしなければならない。
 - (1) 認定書
 - (2) 記載事項の変更を証する書面又はその写し
- 5 市長は、第3項の規定による届出をした者に対し、認定書を書換えの上、交付するものとする。

(平18規則105·一部改正)

(再交付)

- 第26条 屋外広告業者、講習会修了者又は認定者は、屋外広告業登録証、修了証書、認定書又は特例屋外広告業届出済証を亡失し、又は損傷したときは、市長に当該書面の再交付を申請することができる。
- 2 前項の規定による再交付の申請は、屋外広告業登録証・屋外広告物講習会修了証書・屋外 広告物講習会修了等相当者認定書・特例屋外広告業届出済証再交付申請書(様式第33号)を 提出して行うものとする。
- 3 第1項の規定による再交付の申請のうち、屋外広告業登録証、修了証書、認定書又は特例

屋外広告業届出済証を損傷した場合に係るものにあっては、前項の申請書に当該書面を添付 しなければならない。

(平18規則105·一部改正)

(標識の様式等)

第26条の2 条例第28条の2の標識は、様式第34号による。

- 2 条例第28条の2の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 個人で商号を定めている場合にあっては、商号
 - (2) 法人である場合にあっては、その代表者の氏名
 - (3)条例第29条の3第3項の規定による営業の届出をした者である場合にあっては、特例 屋外広告業者届出済証の番号
 - (4)屋外広告業の登録を受け、又は条例第29条の3第3項の規定による営業の届出をした 年月日
 - (5) 営業所名
 - (6) 当該営業所に置かれている業務主任者の氏名 (平18規則105・追加)

(帳簿の様式等)

第26条の3 条例第28条の3の帳簿は、様式第35号による。

- 2 条例第28条の3の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 発注者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
 - (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
 - (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
 - (4) 広告物又は掲出物件の表示又は設置の年月日
- 3 前項各号に掲げる事項が電磁的記録媒体その他これに準ずる方法により一定の事項を確実 に記録しておくことができる物(次項において「磁気ディスク等」という。)に記録され、 必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表 示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。
- 4 帳簿(前項の規定により記録された磁気ディスク等を含む。次項において同じ。)は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。
- 5 屋外広告業者は、帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業 所ごとに保存しなければならない。

(平18規則105・追加、平24規則20・一部改正)

(特例屋外広告業届出書の様式等)

- 第26条の4 条例第29条の3第3項の規定による営業の届出は、特例屋外広告業届出書(様式 第36号)を提出して行うものとする。
- 2 前項の届出は、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。
 - (1) 静岡県屋外広告物条例(昭和49年静岡県条例第16号)に基づく登録を受けたことを証する書面
 - (2) 市の区域内で営業を行う営業所ごとに選任される業務主任者に係る第22条の2第2項 第2号に掲げる書面
- 3 市長は、第1項の届出があったときは、特例屋外広告業届出済証(様式第37号)を交付するものとする。

(平18規則105・追加)

(特例屋外広告業届出事項変更の届出の様式等)

- 第26条の5 条例第29条の3第3項の規定による変更の届出は、当該変更を生じた日から60日 以内に特例屋外広告業届出事項変更届(様式第38号)を提出して行うものとする。
- 2 前項の場合において、当該変更が次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に定める 書面を添付しなければならない。
 - (1)氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)の変更 特例屋外広告業届出済証及び前条第2項第1号に掲げる書面
 - (2) 静岡県屋外広告物条例に基づく登録番号、登録年月日及び有効期間の満了日の変更 前条第2項第1号に掲げる書面
- 3 第1項の場合において、当該変更が市の区域内で営業を行う営業所ごとに選任される業務 主任者の変更であるときは、前条第2項第2号に掲げる書面を添付しなければならない。
- 4 市長は、第1項の届出が第2項第1号に掲げる変更に係るものであるときは、特例屋外広告業届出済証を書換えの上交付するものとする。

(平18規則105・追加、平24規則20・一部改正)

(屋外広告業者監督処分簿の記載事項等)

- 第26条の6 条例第29条の4第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 処分を受けた屋外広告業者の屋外広告業登録証又は特例屋外広告業届出済証の番号、 氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地及び個人で商号を定めている場合にあって は商号
 - (2) 処分の理由(表示した広告物又は設置した掲出物件に関する処分である場合は、当該

広告物又は掲出物件の概要を含む。)

2 条例第29条の4第3項において準用する条例第26条の6第1項の規定による閲覧は、都市 局建築部建築総務課において行う。

(平18規則105・追加、平24規則20・平25規則12・一部改正)

(審議会の組織)

- 第27条 条例第30条に規定する静岡市屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会の会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員がその 職務を代理する。

(審議会の運営)

第28条 審議会の会議は、必要の都度会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に利害関係人その他の関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 審議会の庶務は、都市局建築部建築総務課において処理する。
- 6 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って 定める。

(平16規則30・平18規則105・平25規則12・一部改正)

(手数料の減額又は免除の手続)

- 第29条 条例第33条第4項の規定により、手数料の減額又は免除を受けようとする者は、屋外 広告物許可申請手数料・屋外広告物許可期間更新申請手数料・屋外広告物変更・改造許可申 請手数料減額・免除申請書(様式第39号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を承認したときは、屋外広告物許可申請手数料・屋外広告物許可期間 更新申請手数料・屋外広告物変更・改造許可申請手数料減額・免除決定通知書(様式第40 号)を交付するものとする。

(平23規則77・一部改正)

附則

(施行期日)

- この規則は、平成15年4月1日から施行する。
 (経過措置)
- 2 この規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の静岡市 屋外広告物条例施行規則(平成8年静岡市規則第24号)の規定によりなされた手続その他の 行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前に、静岡県屋外広告物条例施行規則(昭和49年静岡県規則第31号。以下「県規則」という。)の規定により静岡県知事がした書類の交付その他の行為(屋外広告業届出済証の交付を除く。)又はこの規則の施行の際現に静岡県知事に対して行っている申請その他の行為で、この規則の施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後におけるこの規則の適用については、この規則の相当規定により市長のした書類の交付その他の行為又は市長に対して行った申請その他の行為とみなす。

4 蒲原町の編入の日(以下この項において「編入日」という。)の前日において県規則の規定により静岡県知事がした書類の交付その他の行為(屋外広告業登録証の交付を除く。)又はこの規則の施行の際現に静岡県知事に対して行っている申請その他の行為で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する編入日以後におけるこの規則の適用については、この規則の相当規定により市長のした書類の交付その他の行

(平18規則105・追加)

為又は市長に対して行った申請その他の行為とみなす。

(由比町の編入に伴う経過措置)

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

5 由比町の編入の日(以下この項において「編入日」という。)の前日までに県規則の規定により静岡県知事がした書類の交付その他の行為(屋外広告業登録証の交付を除く。)又はこの規則の施行の際現に静岡県知事に対して行っている申請その他の行為で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する編入日以後におけるこの規則の適用については、この規則の相当規定により市長のした書類の交付その他の行為又は市長に対して行った申請その他の行為とみなす。

(平20規則190・追加)

附 則(平成16年3月31日規則第30号)抄(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。 附 則 (平成17年3月31日規則第51号) (施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市屋外広告物条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出されている申請書は、改正後の静岡市屋外広告物条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の相当規定により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の規則第16条の規定により作成され、交付されている身分を示す証明書は、改正後の規則第16条の規定により作成され、交付された身分を示す証明書とみなす。
- 4 この規則の施行の際、改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調製して使用することができる。

附 則(平成18年3月8日規則第105号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則に見出し及び1項を加える改正規定は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市屋外広告物条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出されている申請書は、改正後の静岡市屋外広告物条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の相当する規定により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の規則第20条の規定により作成され、交付されている身分証明分を証する証明書は、改正後の規則第20条の規定により作成され、交付されている身分証明書とみなす。
- 4 この規則の施行の際、改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調製 して使用することができる。

附 則 (平成20年10月31日規則第190号)

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成23年10月24日規則第77号)

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第22条の2第2項第5号の改正規定、第23条 第2項第4号の改正規定、様式第22号の改正規定及び様式第23号の改正規定は、平成24年4月 1日から施行する。

附 則(平成24年4月14日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月14日規則第12号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年1月10日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する基準に適合し、許可を受けている屋外広告物又はこれを掲出する物件のうち、この規則による改正後の静岡市屋外広告物条例施行規則別表第2(以下「改正後の別表第2」という。)に規定する基準に適合しなくなるものについては、この規則の施行の日から起算して3年間(屋上に設置するものにあっては、市長が別に定める期間)は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成28年6月28日規則第84号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市屋外広告物条例施行規則別表第1に規定する基準に適合している屋外広告物又はこれを掲出する物件のうち、この規則による改正後の静岡市屋外広告物条例施行規則別表第1(以下「改正後の別表第1」という。)に規定する基準に適合しなくなるものについては、この規則の施行の目から起算して市長が別に定める期間は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する基準に適合し、許可を受けている屋外広告物又はこれを掲出する物件のうち、この規則による改正後の静岡市屋外広告物条例施行規則別表第2(以下「改正後の別表第2」という。)に規定する基準に適合しなくなるものについては、この規則の施行の日から起算して市長が別に定める期間は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月27日規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第13条第3項の改正規定(「屋外 広告物点検報告書」を「屋外広告物安全点検報告書」に改める部分を除く。)は、平成32年 4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市屋外広告物条例施行規則(以下「改正前の規 則」という。)の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市屋外広 告物条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整 して使用することができる。

附 則(令和3年8月31日規則第66号)

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日規則第31号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

(平17規則51・平23規則77・平24規則61・平26規則1・平28規則84・一部改正)

- 1 条例第6条第1項第2号の基準
 - (1) 共通基準
 - ア 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
 - イ 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
 - ウ 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
 - エ 電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないものであること。
 - オ 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
 - カ 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
 - キ 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。
 - ク 高速自動車国道の本線車道 (トンネルの区間を除く。) から200メートル以内の特別規制地域の区域に表示する場合にあっては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

(2) 個別基準

広告		第1種特別規	第2種特別規第1種普通規第2種普通規特別規制地域
	11/2/11/2/12/20		制地域におい制地域におい制地域におい及び普通規制
			て表示し、又て表示し、又に表示し、又地域以外の地
			は設置する場は設置する場は設置する場域において禁
			合(禁止物件合(禁止物件合(禁止物件に表示
			に表示し、又に表示し、又は設置
			は設置する場は設置する場は設置する場合
			合を含む。) 合を含む。)
1 広	(1) 野立て		
告	のもの		
塔、		にあっては	
広告			
板そ		トル以下、	
の他		広告板にあ	以内とする。
これ		っては地上	
らに		5メートル	下防止措置を講じること。
類す		以下である	
るも		こと。	
の		(イ)を示	
		面積の合計	
		は、30平方	
		メートル以	
		内であるこ	
		と。ただ	
		し、広告塔	
		の場合は、	
		1面30平方	
		メートル以	
		内とする。	
		(ウ) 照明	
		設備付きの	

		ものにあっ			
		ては、照明			
		設備に落下			
		防止措置を			
		講じるこ			
		と。			
(2)	ア屋	(ア) 高さ	(ア) 高さ	(ア) 高さに	は、地上から広告物を設置
建築	上に	 は、地上か	は、地上か	する箇所ま	での高さの3分の2以下
物を	設置	ら広告物を	ら広告物を	で、かつ、	15メートル以下であるこ
利用	する	設置する箇	設置する箇	と。	
する	もの	所までの高	所までの高	(イ) 建築物	物の壁面から突き出ないも
もの		さの3分の	さの3分の	のであるこ	٤.
		2以下で、	2以下で、	(ウ) 木造系	建築物の棟の上には、設置
		かつ、5メ	かつ、10メ	しないもの	であること。
		ートル以下	ートル以下		
		であるこ	であるこ		
		と。	と。		
		(イ) 建築	(イ) 築物		
		物の壁面か	の壁面から		
		ら突き出な	突き出ない		
		いものであ	ものである		
		ること。	こと。		
		(ウ) 木造	(ウ) 木造		
		建築物の棟	建築物の棟		
		の上には、	の上には、		
		設置しない	設置しない		
		ものである	ものである		
		こと。	こと。		
	イ 壁	(ア) 表示	面積は、1面に	こつき20平方	(ア) 外壁からの出幅
	面か	メートル以	内とし、外壁が	いらの出幅	は、1.5メートル以下であ
	ら突	は、1.5メー	-トル以下であ	ること。	ること。

き出	(イ) 下端は、歩道と車道の区別のあ	(イ) 下端は、歩道と車
すも	る道路の歩道上では地上2.5メートル以	道の区別のある道路の歩
\mathcal{O}	上、歩道と車道の区別のない道路上で	道上では地上2.5メートル
	は地上4.7メートル以上であること。	以上、歩道と車道の区別
	(ウ) 上端は、壁面を越えないもので	のない道路上では地上4.7
	あること。	メートル以上であるこ
	(エ) 照明設備付きのものにあって	と。
	は、照明設備に落下防止措置を講じる	(ウ) 上端は、壁面を越
	こと。	えないものであること。
		(エ) 照明設備付きのも
		のにあっては、照明設備
		に落下防止措置を講じる
		こと。
ウ 壁	(ア) 壁面の1面の面積が300平方メー	(ア) 1面の表示面積
面を	トル未満の場合においては、表示面積	は、その壁面面積の5分
利用	は、その壁面面積の5分の1以内であ	の1以内であること。た
する	ること。ただし、壁面面積の5分の1	だし、壁面面積の5分の
もの	が15平方メートルに達しない場合にあ	1が15平方メートルに達
	っては、15平方メートル以内とする。	しない場合にあっては、
	(イ) 壁面の1面の面積が300平方メー	15平方メートル以内とす
	トル以上の場合においては、表示面積	る。
	は、その壁面面積の10分の1以内であ	(イ) 壁面の端から突き
	ること。ただし、壁面面積の10分の1	出ないものであること。
	が60平方メートルに達しない場合にあ	(ウ) 窓その他の開口部
	っては、60平方メートル以内とする。	を覆わないものであるこ
	(ウ) 壁面の端から突き出ないもので	と。
	あること。	(エ) 照明設備付きのも
	(エ) 窓その他の開口部を覆わないも	のにあっては、照明設備
	のであること。	に落下防止措置を講じる
	(オ) 照明設備付きのものにあって	こと。
	and the second s	

は、照明設備に落下防止措置を講じる

		こと。		
(3)	ア塀	(ア) 塀の1面の面積が300	平方メート	(ア) 1面の表示面積
工作	を利	ル未満の場合においては、ま	は、その塀の面積の5分	
物等	用す	は、その塀の面積の5分の1	1以内であ	の1以内であること。た
を利	るも	ること。ただし、塀の面積の	の5分の1	だし、塀の面積の5分の
用す	の	が15平方メートルに達しない	小場合にあ	1が15平方メートルに達
るも		っては、15平方メートル以内	内とする。	しない場合にあっては、
0		(イ) 塀の1面の面積が300	平方メート	15平方メートル以内とす
		ル以上の場合においては、矛	長示面積	る。
		は、その塀の面積の10分の1	1以内であ	(イ) 塀の上端及び両側
		ること。ただし、塀の面積の	の10分の1	端から突き出ないもので
		が60平方メートルに達しない	小場合にあ	あること。
		っては、60平方メートル以内	内とする。	(ウ) 照明設備付きのも
		(ウ) 塀の上端及び両側端が	いら突き出	のにあっては、照明設備
		ないものであること。		に落下防止措置を講じる
		(エ) 照明設備付きのものに	こあって	こと。
		は、照明設備に落下防止措置	置を講じる	
		こと。		
	イア		(ア) 表示規	見格は、縦0.4メートル以
	ーケ		下、横1.35	メートル以下、幅0.3メート
	ード		ル以下とし、	同一街区内においては同
	に添		一規格である	ること。
	加す		(イ) 下端(は、地上2.5メートル以上で
	るも		あること。	
	の			
	ウ電	(ア) 突き出すもの		
	柱、	a 表示規格は、縦1.2メート	トル以下、横	0.4メートル以下であるこ
	街灯	٤.		
	柱そ	b 下端は、歩道と車道の区	別のある道路	各の歩道上では地上2.5メー
	の他	トル以上、歩道と車道の図	区別のない道	路上では地上4.7メートル
	これ	以上であること。		

	らに	c 街灯柱に設置する場合の個数は、12	本につき2個以内であるこ
		ځ.	
	るも	d c以外に設置する場合の個数は、1本	につき 1 個であること。
	Ø	 (イ) 巻き付けるもの	
	(消	1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内では	
		と。	
	標識		
	柱を		
	除		
	<.		
) を		
	利用		
	する		
	もの		
	工消	つり下げるもの	
	火栓	(ア) 表示規格は、縦0.4メートル以 ⁻	下、横0.8メートル以下であ
	標識	ること。	
	柱を	(イ) 下端は、歩道と車道の区別のあ	る道路の歩道上では地上
	利用	2.5メートル以上、歩道と車道の区別の	のない道路上では地上4.7メ
	する	ートル以上であること。	
	もの	(ウ) 個数は、1本につき1個である	こと。
2 貼	壁面及び塀を	(ア) 壁面又は塀の1面の面積が300平	(ア) 1面の表示面積
ŋ	利用するもの	方メートル未満の場合においては、表	は、その壁面又は塀の面
紙、		示面積は、その壁面又は塀の面積の5	積の5分の1以内である
貼り		分の1以内であること。ただし、壁面	こと。ただし、壁面又は
札、		又は塀の面積の5分の1が15平方メー	塀の面積の5分の1が15
立看		トルに達しない場合にあっては、15平	平方メートルに達しない
板そ		方メートル以内とする。	場合にあっては、15平方
の他		(イ) 壁面又は塀の1面の面積が300平	メートル以内とする。
これ		方メートル以上の場合においては、表	(イ) 壁面を利用する場
らに		示面積は、その壁面又は塀の面積の10	合においては、壁面の端

l \			1
類す		分の1以内であること。ただし、壁面	から突き出ないものであ
るも		又は塀の面積の10分の1が60平方メー	り、かつ、窓その他の開
0		トルに達しない場合にあっては、60平	口部を覆わないものであ
		方メートル以内とする。	ること。
		(ウ) 壁面を利用する場合において	(ウ) 塀を利用する場合
		は、壁面の端から突き出ないものであ	においては、塀の上端及
		り、かつ、窓その他の開口部を覆わな	び両側端から突き出ない
		いものであること。	ものであること。
		(エ) 塀を利用する場合においては、	
		塀の上端及び両側端から突き出ないも	
		のであること。	
3 そ	(1) アドバ	表示規格は、縦20メートル以下、横1.5%	メートル以下で、ロープの
の他	ルーン	長さは取付箇所から50メートル以下である	こと。
の広	(2) 広告幕	(ア) 道路を横断するもの	(ア) 道路を横断するも
告物	及び広告網	幅は1メートル以下で、下端は地上	Ø
等		5メートル以上であること。	幅は1メートル以下
		(イ) 壁面又は塀を利用するもの	で、下端は地上5メート
		a 壁面又は塀の1面の面積が300平方	ル以上であること。
		メートル未満の場合においては、表	(イ) 壁面又は塀を利用
		示面積は、その壁面又は塀の面積の	するもの
		5分の1以内であること。ただし、	a 1面の表示面積は、そ
		 壁面又は塀の面積の5分の1が15平	の壁面又は塀の面積の
			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		方メートルに達しない場合にあって	5分の1以内であるこ
		方メートルに達しない場合にあって	5分の1以内であるこ
		方メートルに達しない場合にあって は、15平方メートル以内とする。	5分の1以内であること。ただし、壁面又は
		方メートルに達しない場合にあって は、15平方メートル以内とする。 b 壁面又は塀の1面の面積が300平方	5分の1以内であること。ただし、壁面又は 塀の面積の5分の1が
		方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。 b 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表	5分の1以内であるこ と。ただし、壁面又は 塀の面積の5分の1が 15平方メートルに達し
		方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。 b 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の	5分の1以内であること。ただし、壁面又は 塀の面積の5分の1が 15平方メートルに達しない場合にあっては、
		方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。 b 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、	5分の1以内であること。ただし、壁面又は 塀の面積の5分の1が 15平方メートルに達しない場合にあっては、 15平方メートル以内と
の他の広告物	ルーン (2) 広告幕	長さは取付箇所から50メートル以下である (ア) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上 5メートル以上であること。 (イ) 壁面又は塀を利用するもの a 壁面又は塀の1面の面積が300平方 メートル未満の場合においては、表 示面積は、その壁面又は塀の面積の 5分の1以内であること。ただし、	 こと。 (ア) 道路を横断する。 の 幅は1メートル以下 で、下端は地上5メール以上であること。 (イ) 壁面又は塀を利用するもの a 1面の表示面積は、

- c 壁面を利用する場合においては、壁 面の端から突き出ないものであり、 かつ、窓その他の開口部を覆わない ものであること。
- d 塀を利用する場合においては、塀の c 塀を利用する場合にお 上端及び両側端から突き出ないもの であること。
- e 照明設備付きのものにあっては、照 明設備に落下防止措置を講じるこ と。
- ら突き出ないものであ り、かつ、窓その他の 開口部を覆わないもの であること。
- いては、塀の上端及び 両側端から突き出ない ものであること。
- d 照明設備付きのものに あっては、照明設備に 落下防止措置を講じる こと。

- (3)
- のぼり (ア) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内で あること。
 - (イ) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又 は設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であるこ と。

2 条例第6条第1項第4号の基準

- (1) 表示面積は、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を1平 面とみなしたときのその平面の面積の5分の1以内で、かつ、0.5平方メートル以内で あること。
- (2) 個数は、1施設又は1物件につき1個であること。
- 3 条例第6条第2項第1号の基準
 - (1) 共通基準

高速自動車国道の本線車道(トンネルの区間を除く。)から200メートル以内の区 域にあっては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでない こと。

(2) 個別基準

ア 特別規制地域において表示し、又は設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が5平方メートル 以内であること。

- イ 普通規制地域において表示し、又は設置する場合
 - (ア) 第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合 一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が10平方メートル以内であること。
 - (イ) 第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合 一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が20平方メートル以内であること。

4 条例第6条第2項第2号の基準

- (1) 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示し、又は設置する場合 ア 1個当たりの表示面積は、2平方メートル以内であること。
- イ 自己の氏名、名称、店名若しくは商標を表示する場合においては、表示面積は、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその 平面の面積の5分の1以内であること。
- (2) 不動産業を営む者が管理する土地又は工作物に表示し、又は設置する場合 1個 当たりの表示面積は、2平方メートル以内であること。
- (3) (1)及び(2)以外の場所に表示し、又は設置する場合 所有者又は管理者の 氏名、名称、又は商標及びその連絡先を表示するものに限り、一の物件につき0.03平 方メートル以内であること。
- 5 条例第6条第2項第3号の基準
 - (1) 工事の期間中に限り表示するものであること。
 - (2) 設計者、工事施工者、工事監理者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合 (法令の規定に基づき表示する場合を除く。)においては、表示面積は、表示方向から見た場合における当該板塀その他これに類する仮囲いの外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の20分の1以内であること。
- 6 条例第6条第2項第6号の基準
 - (1) 電車に表示するもの
 - ア 側面に表示する場合の表示規格は、縦0.45メートル以下、横0.6メートル以下で、 側面につき各2個以内であること。
 - イ 前面及び後面に表示する場合の表示規格は、縦0.41メートル以下、横0.25メートル以下で、前面及び後面につき各1個であること。
 - (2) 乗合自動車に表示するもの

- ア イに掲げるもの以外のもの
 - (ア) 側面に表示する場合の表示規格は、縦0.6メートル以下、横1.2メートル以下、側面につき各2個以内であること。
 - (イ) 後面に表示する場合の表示規格は、縦0.45メートル以下、横1.2メートル以下で、1個であること。
- イ 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定に基づく登録を受けた乗合自動車 のうちその本拠の位置が都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の 19第1項の他の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の区域内に存する ものに表示するもの

都道府県又は指定都市若しくは当該中核市における屋外広告物に関する条例の規 定に従って適法に表示されているものであること。

- 7 条例第6条第2項第9号の基準
 - (1) 野立てのもの
 - ア 高さは、地上5メートル以下であること。
 - イ 表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。
 - (2) 壁面を利用するもの 表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。
 - (3) 塀を利用するもの 表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。
- 8 条例第6条第3項第1号の基準
 - (1) 共通基準
 - ア物件の両端等から突き出ないものであること。
 - イ 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
 - ウ 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
 - エ 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
 - オ 電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないものであること。
 - カ 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
 - キ 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
 - ク 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなもので

ないこと。

(2) 個別基準

- ア 第1種特別規制地域、第2種特別規制地域又は第1種普通規制地域において表示 し、又は設置する場合
 - (ア) 表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたと きのその平面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その 平面の面積の5分の1以内であること。ただし、その平面の面積の5分の1が15 平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。
 - (イ) 表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたと きのその平面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その 平面の面積の10分の1以内であること。ただし、その平面の面積の10分の1が60 平方メートルに達しない場合にあっては、60平方メートル以内とする。
- イ アに掲げる地域以外の地域において表示し、又は設置する場合表示面積は、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の5分の1以内であること。ただし、その平面の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。
- ウ 条例第4条第1項第12号に掲げる物件に表示し、又は設置する場合 表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。
- 9 条例第6条第3項第2号の基準
 - (1) 樹名、特徴その他これらに類する事項を説明するものであること。
 - (2) 1個当たりの表示規格は、縦0.25メートル以下、横0.25メートル以下であること。
 - (3) 広告物の意匠及び色彩が当該物件と調和するものであること。
- 10 条例第6条第6項の基準
 - (1) 1個当たりの表示面積は、1平方メートル以内であること。
 - (2) 表示期間が30日以内であること。
 - (3) 広告面に表示の始期及び終期並びに表示者の氏名又は名称及び住所又は連絡先が明示されていること。
- 11 条例第6条第7項の基準

広告面に表示の始期及び終期並びに表示者の氏名又は名称及び住所又は連絡先が明示

されていること。

12 条例第6条第8項の基準

(1) 共涌基準

広告面に表示の始期及び終期並びに表示者の氏名又は名称及び住所又は連絡先が明示されていること。

- (2) 第6条の2第3号の基準
- ア 1個当たりの表示規格は、縦1.8メートル以下、横0.6メートル以下であること。
- イ 表示期間が30日以内であること。

別表第2(第11条関係)

(平17規則51・平18規則105・平23規則77・平24規則61・平26規則1・平28規則84・ 令4規則31・一部改正)

1 共通基準

- (1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- (2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
- (3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- (4) 電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- (5) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (6) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- (7) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

2 個別基準

(1) 条例第5条の基準

広告物等の種類			の種類	第1種	普通規制地域におい	第2種普通規制地域におい
				て表示	し、又は設置する場	て表示し、又は設置する場
				合		合
1	広告 (1) 野立てのもの		(ア)	高さは、広告塔にあ	らっては地上15メートル以	
垮	苦、広告			下、	広告板にあっては地」	と5メートル以下であるこ
板	マその他			と。		
2	これらに			(イ)	表示面積の合計は、	30平方メートル以内である

類するも			こと。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル
の			以内とする。
			(ウ) 照明設備付きのものにあっては、照明設備に落
			下防止措置を講じること。
	(2)	ア屋上に設	(ア) 高さは、地上から広告物を設置する箇所まで <i>の</i>
	建築物	置するもの	高さの3分の2以下で、かつ、15メートル以下である
	を利用		こと。
	するも		(イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること
	0		(照明設備付きのものを除く。)。
			(ウ) 照明設備付きのものにあっては、次の要件を満
			たすものであること。
			a 照明設備を除く部分が、建物の壁面から突き出な
			いものであること。
			b 照明設備が、建築物の壁面から、道路その他公共
			の用に供する土地に突き出ないものであること。
			c 照明設備が、建築物の壁面から突き出る場合は、
			落下防止措置を講じること。
			(エ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであ
			ること。
		イ 壁面から	(ア) 表示面積は、1 (ア) 外壁からの出幅は、
		突き出すも	面につき20平方メート 1.5メートル以下であるこ
		Ø	ル以内とし、外壁からと。
			の出幅は、1.5メート (イ) 下端は、歩道と車道
			ル以下であること。 の区別のある道路の歩道上
			(イ) 下端は、歩道と では地上2.5メートル以上、
			車道の区別のある道路 歩道と車道の区別のない道
			の歩道上では地上2.5 路上では地上4.7メートル以
			メートル以上、歩道と 上であること。
			車道の区別のない道路 (ウ) 上端は、壁面を越え
			上では地上4.7メート ないものであること。
			ル以上であること。 (エ) 照明設備付きのもの

		(ウ) 上端は、壁面を 越えないものであるこ と。 (エ) 照明設備付きの ものにあっては、照明 設備に落下防止措置を 講じること。	にあっては、照明設備に落下防止措置を講じること。
ウ	壁面を利	(ア) 壁面の1面の面	(ア) 1面の表示面積は、
	用するもの	積が300平方メートル	その壁面面積の5分の1以
		未満の場合において	内であること。ただし、壁
		は、表示面積は、その	面面積の5分の1が15平方
		壁面面積の5分の1以	
		内であること。ただ	あっては、15平方メートル
		し、壁面面積の5分の	
		1が15平方メートルに	
		達しない場合にあって	_
		は、15平方メートル以	
		内とする。	覆わないものであること。
		(イ) 壁面の1面の面	(エ) 照明設備付きのもの
		積が300平方メートル	
		以上の場合において	下防止措置を講じること。
		は、表示面積はその壁	
		面面積の10分の1以内	
		であること。ただし、 壁面面積の10分の1が	
		全面面積の10分の1か 60平方メートルに達し	
		ない場合にあっては、60平方メートル以内と	
		する。	
		9 ⁹	
		き出ないものであるこ	
		4、5000000000000000000000000000000000000	

(3) 工作物 等を利 用する	ア 塀を利用 するもの	と。 (エ) 窓その他の開口 部を覆わないものであること。 (オ) 照明設備付きのものにあっては、照明 設備に落下防止措置を講じること。 (ア) 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀	(ア) 1面の表示面積は、 その塀の面積の5分の1以 内であること。ただし、塀 の面積の5分の1が15平方 メートルに達しない場合に あっては、15平方メートル
		ものにあっては、照明	
		講じること。	
		(ア) 塀の1面の面積	
	するもの		
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
80)			
		の面積の5分の1が15	以内とする。
		平方メートルに達しな	
		トルに達しない場合にあっては、15	
		平方メートル以内とす	
		る。 - 1/2017 - 2017 - 2017	(ウ) 照明設備付きのもの
		(イ) 塀の1面の面積	
		が、300平方メートル	下防止措置を講じること。
		以上の場合において	
		は、表示面積は、その	
		塀の面積の10分の1以	
		内であること。ただ	
		し、塀の面積の10分の	
		1が60平方メートルに	
		達しない場合にあって	
		は、60平方メートル以	
		内とする。	
		(ウ) 塀の上端及び両	

	側端から突き出ないも
	のであること。
	(エ) 照明設備付きの
	ものにあっては、照明
	設備に落下防止措置を
	講じること。
	- (ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横1.35メー 、
ドに添加	す トル以下、幅0.3メートル以下とし、同一街区内にお
るもの	いては同一規格であること。
	(イ) 下端は、地上2.5メートル以上であること。
ウ電柱、	街 (ア) 突き出すもの
灯柱その	他 a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル
これらに	類以下であること。
するもの	b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上で
(消火栓	標 は地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない
識柱を除	道路上では地上4.7メートル以上であること。
く。) を	利 c 街灯柱に設置する場合の個数は、1本につき2個
用するも	の以内であること。
	d c以外に設置する場合の個数は、1本につき1個で
	あること。
	(イ) 巻き付けるもの
	1 本当たりの表示面積の合計は、1 平方メートル以
	内であること。
 エ 消火栓	
識柱を利	
するもの	
7 .5 0 0 2	インダーであること。 (イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道
	上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別の
	ない道路上では地上4.7メートル以上であること。
	(ウ) 個数は、1本につき1個であること。

2 貼り	壁面及び塀を利用する	(ア) 壁面又は塀の1面の	(ア) 1面の表示面積
紙、貼り	もの	面積が300平方メートル未満	は、その壁面又は塀の
札、立看		の場合においては、表示面	面積の5分の1以内で
板その他		積は、その壁面又は塀の面	あること。ただし、壁
これらに		積の5分の1以内であるこ	面又は塀の面積の5分
類するも		と。ただし、壁面又は塀の	の 1 が15平方メートル
0		面積の5分の1が15平方メ	に達しない場合にあっ
		ートルに達しない場合にあ	ては、15平方メートル
		っては、15平方メートル以	以内とする。
		内とする。	(イ) 壁面を利用する
		(イ) 壁面又は塀の1面の	場合においては、壁面
		面積が300平方メートル以上	の端から突き出ないも
		の場合においては、表示面	のであり、かつ、窓そ
		積は、その壁面又は塀の面	の他の開口部を覆わな
		積の10分の1以内であるこ	いものであること。
		と。ただし、壁面又は塀の	(ウ) 塀を利用する場
		面積の10分の1が60平方メ	合においては、塀の上
		ートルに達しない場合にあ	端及び両側端から突き
		っては、60平方メートル以	出ないものであるこ
		内とする。	と。
		(ウ) 壁面を利用する場合	
		においては、壁面の端から	
		突き出ないものであり、か	
		つ、窓その他の開口部を覆	
		わないものであること。	
		(エ) 塀を利用する場合に	
		おいては、塀の上端及び両	
		側端から突き出ないもので	
		あること。	
3 その他	(1) アドバルーン	表示規格は、縦20メートル以	.下、横1.5メートル以下
の広告物		で、ロープの長さは取付箇所か	ら50メートル以下である

 等			こと。			
	(2)	広告幕及び広告	(ア)	道路を横断するもの	(ア)) 道路を横断する
	網		幅	は1メートル以下で、	£	の
			下端は地上5メートル以上			幅は1メートル以下
			であること。		で	、下端は地上5メー
			(イ) 壁面又は塀を利用す		۴.	ル以上であること。
			るもの		(1)	壁面又は塀を利
			a ½	壁面又は塀の1面の面積	用·	するもの
			カ	300平方メートル未満の	a	1面の表示面積
			場	合においては、表示面		は、その壁面又は塀
			積	は、その壁面又は塀の		の面積の5分の1以
			直	積の5分の1以内であ		内であること。ただ
			Z	こと。ただし、壁面又		し、壁面又は塀の面
			13	塀の面積の5分の1が	;	積の5分の1が15平
			15	平方メートルに達しな		方メートルに達しな
			V	場合にあっては、15平		い場合にあっては、
			力	「メートル以内とする。		15平方メートル以内
			b <u>F</u>	壁面又は塀の1面の面積		とする。
			カ	300平方メートル以上の	b	壁面を利用する場
			場	合においては、表示面		合においては、壁面
			積	は、その壁面又は塀の		の端から突き出ない
			重	積の10分の1以内であ		ものであり、かつ、
			Z	こと。ただし、壁面又		窓その他の開口部を
			13	塀の面積の10分の1が	:	覆わないものである
			60	平方メートルに達しな		こと。
			V	場合にあっては、60平	С	塀を利用する場合
			力	メートル以内とする。		においては、塀の上
			с 4	壁面を利用する場合にお		端及び両側端から突
			V	ては、壁面の端から突		き出ないものである
			き	出ないものであり、か		こと。
			1	、窓その他の開口部を	d	照明設備付きのも

	覆わないものであるこ	のにあっては、照明		
	と。	設備に落下防止措置		
	d 塀を利用する場合におい	を講じること。		
	ては、塀の上端及び両側			
	端から突き出ないもので			
	あること。			
	e 照明設備付きのものにあ			
	っては、照明設備に落下			
	防止措置を講じること。			
(3) のぼり	 (ア) 1本当たりの表示面積	は、1面につき2平方メ		
	ートル以内であること。			
	(イ) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域			
	 に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔			
	は5メートル以上であること。			
	(3) のぼり	と。 d 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。 e 照明設備付きのものにあっては、照明設備に落下防止措置を講じること。 (3) のぼり (ア) 1本当たりの表示面積ートル以内であること。 (イ) 道路の区域及び路端かに表示し、又は設置する場合		

(2) 条例第6条第4項の基準

ア 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置するもの

(ア) 共通基準

高速自動車国道の本線車道(トンネルの区間を除く。)から200メートル以内の区域にあっては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

(イ) 個別基準

広告物等の種類		第1種特別規制地域にお	第2種特別規制地域にお
		いて表示し、又は設置す	いて表示し、又は設置す
		る場合	る場合
1 広告	(1) 野立てのもの	(ア) 高さは、広告塔	(ア) 高さは、広告塔
塔、広告		にあっては地上10メー	にあっては地上15メー
板その他		トル以下、広告板にあ	トル以下、広告板にあ
これらに		っては地上5メートル	っては地上5メートル
類するも		以下であること。	以下であること。
0		(イ) 表示面積の合計	(イ) 表示面積の合計

		は、30平方メートル以	は、30平方メートル以		
		内であること。ただ	内であること。ただ		
		し、広告塔の場合は、	し、広告塔の場合は、		
		1面30平方メートル以	1面30平方メートル以		
		内とする。	内とする。		
		(ウ) 照明設備付きの	(ウ) 照明設備付きの		
		ものにあっては、照明	ものにあっては、照明		
		設備に落下防止措置を	設備に落下防止措置を		
		講じること。	講じること。		
(2) 建	ア 屋上に設置	(ア) 高さは、地上か	(ア) 高さは、地上か		
築物を利	するもの	ら広告物を設置する箇	ら広告物を設置する箇		
用するも		所までの高さの3分の	所までの高さの3分の		
Ø		2以下で、かつ、5メ	2以下で、かつ、10メ		
		ートル以下であるこ	ートル以下であるこ		
		と。	と。		
		(イ) 築物の壁面から	(イ) 建築物の壁面か		
		突き出ないものである	ら突き出ないものであ		
		こと(照明設備付きの	ること(照明設備付き		
		ものを除く。)。	のものを除く。)。		
		(ウ) 照明設備付きの	(ウ) 照明設備付きの		
		ものにあっては、次の	ものにあっては、次の		
		要件を満たすものであ	要件を満たすものであ		
		ること。	ること。		
		a 照明設備を除く部分	a 照明設備を除く部分		
		が、建物の壁面から	が、建物の壁面から		
		突き出ないものであ	突き出ないものであ		
		ること。	ること。		
		b 照明設備が、建築物	b 照明設備が、建築物		
		の壁面から、道路そ	の壁面から、道路そ		
		の他公共の用に供す	の他公共の用に供す		
		る土地に突き出ない	る土地に突き出ない		

	ものであること。	ものであること。
	c 照明設備が、建築物	c 照明設備が、建築物
	の壁面から突き出る	の壁面から突き出る
	場合は、落下防止措	場合は、落下防止措
	置を講じること。	置を講じること。
	(エ) 木造建築物の棟	(エ) 木造建築物の棟
	の上には、設置しない	の上には、設置しない
	ものであること	ものであること。
イ 壁面から突	(ア) 表示面積は、1面	iにつき20平方メートル以
き出すもの	内とし、外壁からの出幅	話は、1.5メートル以下で
	あること。	
	(イ) 下端は、歩道と車	道の区別のある道路の歩
	道上では地上2.5メート	ル以上、歩道と車道の区
	別のない道路上では地上	:4.7メートル以上である
	こと。	
	(ウ) 上端は、壁面を越	ええないものであること。
	(エ) 照明設備付きのも	のにあっては、照明設備
	に落下防止措置を講じる	っこと。
ウ 壁面を利用	(ア) 壁面の1面の面積	 が300平方メートル未満の
するもの	場合においては、表示面	i積は、その壁面面積の5
	分の1以内であること。	ただし、壁面面積の5分
	の1が15平方メートルに	達しない場合にあって
	は、15平方メートル以内	りとする。
	(イ) 壁面の1面の面積	訂が300平方メートル以上の
	場合においては、表示面	i積は、その壁面面積の10
	分の1以内であること。	ただし、壁面面積の10分
	の1が60平方メートルに	達しない場合にあって
	は、60平方メートル以内	りとする。
	(ウ) 壁面の端から突き	出ないものであること。
	(エ) 窓その他の開口部	3を覆わないものであるこ
	と。	

		(オ) 照明設備付きのものにあっては、照明設備
		に落下防止措置を講じること。
(3) I	ア 塀を利用す	(ア) 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場
作物等を	るもの	合においては、表示面積は、その塀の面積の5分
利用する		の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の
もの		1が15平方メートルに達しない場合にあっては、
		15平方メートル以内とする。
		(イ) 塀の1面の面積が300平方メートル以上の場
		合においては、表示面積は、その塀の面積の10分
		の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の
		1が60平方メートルに達しない場合にあっては、
		60平方メートル以内とする。
		(ウ) 塀の上端及び両側端から突き出ないもので
		あること。
		(エ) 照明設備付きのものにあっては、照明設備
		に落下防止措置を講じること。
	イ 電柱、街灯	(ア) 突き出すもの
	柱その他これ	a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メー
	らに類するも	トル以下であること。
	の(消火栓標	b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道
	識柱を除	上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区
	く。)を利用	別のない道路上では地上4.7メートル以上であ
	するもの	ること。
		c 街灯柱に設置する場合の個数は、1本につき
		2個以内であること。
		d c以外に設置する場合の個数は、1本につき1
		個であること。
		(イ) 巻き付けるもの
		1本当たりの表示面積の合計は、1平方メート
		ル以内であること。
	ウ 消火栓標識	つり下げるもの

		柱を利用する	(ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8					
		もの	メートル以下であること。					
			(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の					
			歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道					
			の区別のない道路上では地上4.7メートル以上					
			であること。					
			(ウ) 個数は、1本につき1個であること。					
2 貼り	壁面及び塀	を利用するも	(ア) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル					
紙、貼り	の		未満の場合においては、表示面積は、その壁面又					
札、立看			は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、					
板その他			壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに					
これらに			達しない場合にあっては、15平方メートル以内と					
類するも			する。					
0			(イ) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル					
			以上の場合においては、表示面積は、その壁面又					
			は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、					
			壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに					
			達しない場合にあっては、60平方メートル以内と					
			する。					
			(ウ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端					
			から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開					
			口部を覆わないものであること。					
			(エ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及					
			び両側端から突き出ないものであること。					
3 その他	(1) アド	バルーン	表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下					
の広告物			で、ロープの長さは取付箇所から50メートル以下で					
等			あること。					
	(2) 広告	幕及び広告網	(ア) 道路を横断するもの					
			幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル					
			以上であること。					
			(イ) 壁面又は塀を利用するもの					

		a 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未
		満の場合においては、表示面積は、その壁面又
		は塀の面積の5分の1以内であること。ただ
		し、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メー
		トルに達しない場合にあっては、15平方メート
		ル以内とする。
		b 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以
		上の場合においては、表示面積は、その壁面又
		は塀の面積の10分の1以内であること。ただ
		し、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メー
		トルに達しない場合にあっては、60平方メート
		ル以内とする。
		c 壁面を利用する場合においては、壁面の端か
		ら突き出ないものであり、かつ、窓その他の開
		口部を覆わないものであること。
		d 塀を利用する場合においては、塀の上端及び
		両側端から突き出ないものであること。
		e 照明設備付きのものにあっては、照明設備に
		落下防止措置を講じること。
	(3) のぼり	(ア) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平
		方メートル以内であること。
		(イ) 道路の区域及び路端から5メートル以内の
		地域に表示し、又は設置する場合においては、相
		互の間隔は5メートル以上であること。
<u> </u>	夕 E I 放 C 及 放 E 压 o 甘 jit	

(3) 条例第6条第5項の基準

ア 野立てのもの

(ア) 案内図板等

- a 原則として、当該案内図板等を表示し、又は設置する場所から案内対象までの 経路を表示したものであること。
- b 案内対象に誘導するための地図又は矢印を表示したものであること。
- c 案内図板等に表示される広告(以下「案内広告」という。) に表示された地

図、矢印、当該案内図板等を表示し、又は設置する場所から案内対象までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示の部分の面積の合計が案内広告の面積の3分の1以上であること。

- d 高さは、地上5メートル以下であること。
- e 案内広告の表示面積が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。
- f 同一案内対象へ誘導することを目的とする案内図板等(イ及びウの基準に適合するものを除く。)を設置する場合は、当該案内図板等相互間の距離を20メートル以上とすること。
- g 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの(案内広告 を直接照らすものを除く。)その他これらに類するものを使用しないものであ ること。
- h eの規定にかかわらず、4以上の者が協同で表示する場合にあっては、案内広告の表示面積が8平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内の同一規格であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告をそれぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告(4以上の者が協同で表示するものであって、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内の同一規格のものに限る。)を表示することができる。

(イ) 道路法施行令第7条第1号の標識

道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の 規定により道路の占用を認められたものであること。

- (ウ) (ア)及び(イ)以外のもの
- a 高さは、地上5メートル以下であること。
- b 表示面積が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該広告物と同一の寸法及び形状のものをそれぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該広告物が表示される面の裏側に表示することができる。

- c 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの(当該広告 物を直接照らすものを除く。) その他これらに類するものを使用しないもので あること。
- d bの規定にかかわらず、4以上の者が協同で表示する場合にあっては、表示面積が8平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内の同一規格のものであり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該広告物と同一の寸法及び形状のものをそれぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該広告物が表示される面の裏側に表示(4以上の者が協同で表示するものあって、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内の同一規格のものに限る。)することができる。
- イ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの(消火栓標識柱を除く。)を利用するもの
 - (ア) 突き出すもの
 - a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。
 - b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。
 - c 個数は、1本につき1個であること。
 - (イ) 巻き付けるもの

1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。

- ウ 消火栓標識柱を利用するもの
 - (ア) つり下げるもの
 - a 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。
 - b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。
 - c 個数は、1本につき1個であること。
- エ 建築物の壁面を利用するもの
 - (ア) 土地の状況等によりやむを得ないと認められるものであること。
 - (イ) 当該広告物の上端の高さは、地上5メートル以下であること。
 - (ウ) 案内広告の表示面積が3平方メートル以内であること。
 - (エ) 壁面の端から突き出ないものであること。
 - (オ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。

- (カ) 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの(広告物を直接照らすものを除く。) その他これらに類するものを使用しないものであること。
- (キ) 案内図板等にあっては、次の基準に適合するもの。
- a 原則として、当該案内図板等を表示し、又は設置する場所から案内対象までの 経路を表示したものであること。
- b 案内対象に誘導するための地図又は矢印を表示したものであること。
- c 案内広告に表示された地図、矢印、当該案内図板等を表示し、又は設置する場所から案内対象までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示の部分の面積の合計が案内広告の面積の3分の1以上であること。
- d 同一の案内対象へ誘導することを目的とする案内図板等(イ及びウの基準に適合するものを除く。)を設置する場合は、当該案内図板等相互間の距離を20メートル以上とすること。
- (4) 条例第6条第9項の基準
- ア 特別規制地域において表示し、又は設置する場合
 - (ア) この表の2(2)(イ)の基準に適合していること。
 - (イ) 広告物の意匠及び色彩が周辺の景観と調和するものであること。
- イ 禁止物件に表示し、又は設置する場合
 - (ア) 禁止物件の効用を妨げるようなものでないこと。
 - (イ) 広告物の意匠及び色彩が禁止物件及び周辺の景観と調和するものであること。
- 3 この表の1及び2の基準に適合しない広告物又は掲出物件にあっては、これらを表示 し、又は設置する特別の必要があり、かつ、良好な景観を形成し、又は風致を維持すると ともに、公衆に対する危害を防止するうえで支障のないものであること。

様式第1号(第5条の2関係)

屋外広告物設置協議書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地

届出者

電話番号

の規定により、

静岡市屋外広告物条例

第6条第1項

広告物の表示

静岡市屋外広告物条例施行規則

第6条の2

掲出物件の設置

について、次のとおり協議します。

表示(設置)場所 広告物の種類・表示内容・形状・面積等 種 類 面 照 明 状 表示面 表示内容 面 積 類 形 表 面 表示内容 面 類 表示 形 状 面 面照 表示内容 面 積 材料及び構造 色彩、意匠 その他表示の方法 広告物の表示又は掲 日 まで 年 月 日から 年 月 出物件の設置の期間 氏名又は 静岡市屋外広告業登録 静岡市特例屋外広告業届出 名 称 工事施工者 住所又は 主たる事業 所の所在地 工 事 着 手 工 事 完 了 年 月日 年 月 日

予定年月日

備 (注)

予 定 年 月 日

地域規制区分

1 不要の文字は、抹消してください。

考

*

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第1号の2(第10条関係)

屋外広告物許可申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 $\left(\frac{ 法人にあっては、その}{ 主たる事務所の所在地} \right)$

申請者

氏 名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名)

電話番号

第5条 静岡市屋外広告物条例 第6条第4項 の規定により、 広告物の表示 場出物件の設置 の許可を受 第6条第5項

けたいので、次のとおり申請します。

大き物の種類・表示内容・形状・面積等	けたいので、か	いとわ	サ中間し	エリ。									
種類 形状 表示面 面照明 養示内容 超額 形状 表示面 面照明 養示内容 材料及び構造 色彩、意匠その他表示の方法広告物の表示又は掲出物件の設置の期 工事施工者 氏名又は名称 中月日から年月日まで 工事施工者 任所又は主たる事務所の所在地 第号 工事音手定年月日 年月日 工事完了 年月日 工事を用り 年月日 年月日 本月日 工事完了 年月日 工事を用り 年月日 年月日 工事を用り 年月日 年月日 工事を見がいるのではいるのではいるのではいるのではいるのではいるのではいるのではいるのでは	表示(設置)	場所											
表示内容 面積 種類 形状 表示面面照明 表示内容 面積 種類 形状 表示面面照明 表示内容 面積 材料及び構造 色彩、意匠その他表示の方法広告物の表示又は掲出物件の設置の期間 ※年月目から年月目まで 工事施工者住所又は主たる事務所の所在地 第号 工事着手テ定年月日 年月日子定年月日 年月日日子定年月日 広告区分※ 地域規制区分※ 手数料※	広告物の種類・表示内容・形状・面積等												
種類 形状 表示面 面照明 表示内容 面積 種類 形状 表示面面照明 表示内容 面積 材料及び構造 色彩、意匠その他表示の方法広告物の表示又は掲出物件の設置の期間 ※年月日から年月日まで 工事施工者 氏名又は名称 静岡市屋外広告業登録 静岡市特例屋外広告業届出 住所又は主たる事務所の所在地 第号 工事着手定年月日 年月日 子定年月日 広告区分※ 地域規制区分※ 手数料※	種 類		形	状			表示	面	面	照	明		
表示内容 面積 種類 形状 表示面面照明 表示内容 面積 材料及び構造 色彩、意匠その他表示の方法広告物の表示又は掲出物件の設置の期間 ※ 年月日から年月日まで 工事施工者 氏名又は名称 静岡市屋外広告業登録静岡市特例屋外広告業届出生たる事務所の所在地 第 号 工事着手定年月日広告区分※ 年月日子定年月日年月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	表示内容						面	積					
種類 形状 表示面 面照明 表示内容 面積 材料及び構造 色彩、意匠その他表示の方法広告物の表示又は掲出物件の設置の期間 ※ 年月日から年月日まで 工事施工者 住所又は主たる事務所の所在地 節岡市屋外広告業登録 静岡市特例屋外広告業届出 第号 工事着手子定年月日 年月日 子定年月日 年月日 年月日日 広告区分※ 地域規制区分※ 手数料※	種 類		形	状			表示	面	面	照	明		
表示内容	表示内容						面	積					
材料及び構造 色彩、意匠その他表示の方法 広告物の表示又は 掲出物件の設置の 期 間 「	種 類		形	状			表示	面	面	照	明		
色彩、意匠その他表示の方法広告物の表示又は掲出物件の設置の期間 ※ 年月日から 年月日まで 工事施工者 氏名又は 名称 日前市屋外広告業登録 静岡市特例屋外広告業届出 名称 日前市特例屋外広告業届出 日前	表示内容						面	積		************			
の他表示の方法 広告物の表示又は 掲出物件の設置の 期 ※ 年 月 日から 年 月 日まで 工事施工者 氏名又は 名 称 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	材料及び	構造											
広告物の表示又は 掲出物件の設置の 期 ※ 年 月 日から 年 月 日まで 工事施工者 氏名又は 名 称	色彩、意	匠そ											
掲出物件の設置の期 ※ 年 月 日から 年 月 日まで期 工事施工者 氏名又は名 称	の他表示の	方法											
期 間 工事施工者 氏名又は 名 称	広告物の表示	示又は											
工事施工者 氏名又は 名 称			*	年	月	日から)	年	月		日ま	で	
エ 事 施 工 者 名 称 静岡市特例屋外広告業届出 住所又は主 たる事務所 の所 在 地 エ 事 着 手 予 定 年 月 日 広 告 区 分 ※ 年 月 日 子 定 年 月 日 工 事 完 了 予 定 年 月 日 年 月 日 広 告 区 分 ※ 地域規制区分 ※ 手 数 料 ※	期	間											
工事施工者 住所又は主たる事務所の所在地 第 号 工事着手产定年月日 年月日 工事完了年月日 広告区分※ 地域規制区分※ 手数料※												,,,	
たる事務所 の所在地 第 工事着手 予定年月日 年月日 子定年月日 広告区分※ 地域規制区分※ 手数料※		t						静	尚币特例	屋外	压台	5 業店	新出
の所在地 工事着手 定年月日 年月日 予定年月日 上の所在地 年月日 予定年月日 生月日 生月日 生月日	上 爭 施	上 有							Arte			п.	
工事着手 年月日 工事完了 年月日 予定年月日 大定年月日 年月日 広告区分※ 地域規制区分※ 手数料※									弗			75	
予定年月日 年月日 年月日 広告区分※ 地域規制区分※ 手数料※	T 東 美	: =F	0) 191 1	土地		T 1	r 4-	_					
広 告 区 分 ※ 地域規制区分 ※ 手 数 料 ※				年	月 日						年	月	日
			*					分	*				
備考	手 数	料	*										
	備	考											

(注)

- 1 不要の文字は、抹消してください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第2号(第10条関係)

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

屋外広告物表示·設置許可書

年 月 日付けで申請のあった屋外広告物表示・設置については、静岡市屋外 広告物条例の規定に基づき、下記のとおり許可します。

記

1 表示・設置者

住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

- 2 表示又は設置場所
- 3 許可期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 4 広告区分
- 5 規制地域区分
- 6 工事施工者
- 7 広告物管理者
- 8 手数料
- 9 許可条件
 - (1) 広告物の落下、倒壊等防止及び良好な景観を形成し、又は風致を維持するため補 修塗装等の維持管理を充分に行うこと。
 - (2) 同封した屋外広告物許可証(ステッカー)は、広告物の見やすいところへ貼付すること。
- 10 掲出を許可した広告物

[種類] [表示内容] [縦] [横] [表示面] [面積] [照明] [手数料]

様式第3号(第13条関係)

屋外広告物許可期間更新申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地

申請者

氏 名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名

電話番号

静岡市屋外広告物条例第13条第2項の規定により、許可の期間の更新を受けたいので、下 記のとおり申請します。

記

1 表示又は設置場所

2 現在受けている許可の期間 年 月 日 から 年 月 日まで

3 許可年月日及びその番号 年 月 日 第 号

4 更新の期間 年 月 日 から 年 月 日まで

5 手数料

6 許可の期間の更新を受けたい広告物

[種類] [表示内容] [縦] [横][表示面][面積][照明] [手数料]

様式第4号(第13条関係)

屋外広告物安全点検報告書

			17-1-17	女 土 小 快				
	広告物の表示又は設置	置の場所						
対象物件	表示(設置)年月日 〔当初表示(設置) 4	手月日〕	(年 年	月月	日 日)		
件	現在受けている許可(及びその番号	の年月日		年 月	日	番号	}	
	点検項目等	Ş		補修を要		補修の概要		
10*				不良な		補修年月		補修の内容
基礎部	1 上部構造全体の個	っつき	有・無	#	年 月	日		
部・上部構造	2 基礎のクラック、 の隙間及び支柱の	巻きと	有・無	Ħ.	年 月	日		
構造	3 鉄骨のサビ発生及	び塗装のも	栏朽化	有・無	無	年 月	日	
支持	1 鉄骨接続部(溶技 の腐食、変形及び		ート)	有・無	ı.	年 月	日	
部	2 鉄骨接続部 (ボバス) のゆるみ及び欠	ト・ビ	有・無	Ħ.	年 月	日		
D*-	1 アンカーボルト及び取付部プレ ートの腐食及び変形			有・無	Ħ.	年 月	日	
	取付部 2 溶接部、コーキング等の劣化 3 取付対象部(柱・壁・スラブ)及取付部周辺の異常			有・無	Ħ.	年月	日	
讲				有・無	ı.	年 月	日	
	1 表示画板、切り文 及び変色並びにビス		t、破損	有・無	ı.	年 月	日	
広告板	2 側板及び表示画 食、破損、ねじれ			有・無	Œ.	年 月	日	
	3 広告板底部の腐 詰まり	食、水抜き	き穴の	有・無	III.	年 月	日	
照	1 照明装置の不点炉	丁及び不発	光	有・無	Ħ.	年 月	日	
明装置	2 照明装置の取付き さび及び漏水	部の破損、	変形、	有・無	#	年 月	日	
,,,,,	3 周辺機器の劣化力	及び破損		有・無	#	年 月	日	
	1 付属部材の腐食	及び破損		有・無	#	年 月	日	
その	2 避雷針の腐食及び	び損傷		有・無	ıı.	年 月	日	
他	3 その他点検した ¹ (#	年 月	日	
	点検した年月	日		年	月	日		
	,	住 所						
r,	点 検 実 施 者	氏 名						
		資格等						

⁽注)対象物件が堅牢な広告物又はこれを掲出する物件である場合は、点検実施者の資格等 を証する書面又はその写しを添付すること。

様式第5号(第13条関係)

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

屋外広告物許可期間更新許可書

年 月 日付けで申請のあった屋外広告物許可期間の更新については、静岡市 屋外広告物条例に基づき、下記のとおり許可します。

記

- 1 表示又は設置場所
- 2 更新の許可の期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 3 手数料
- 4 許可条件
 - (1) 広告物の落下、倒壊等防止及び良好な景観を形成し、又は風致を維持するため補 修塗装等の維持管理を充分に行うこと。
 - (2) 同封した屋外広告物許可証(ステッカー)は、広告物の見やすいところへ貼付すること。
- 5 許可期間の更新を受けた広告物

[種類] [表示内容] [縦] [横][表示面][面積][照明] [手数料]

様式第6号(第14条関係)

屋外広告物 変更 改造 許可申請書

(宛先)静岡市長

年 月 日

住 所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地

申請者

氏 名 [法人にあっては、その] 名称及び代表者の氏名]

電話番号

静岡市屋外広告物条例第14条第1項の規定により、 広告 物 変更 改造 の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

表	示(設置)場所	ŕ									
		広告	物の種	種類・表示 かんしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	内容・	形状	• 面積等	Ŷ			
表示	種 類	形;	犬			表	示面	面	照	明	
小前	表示内容					面	積				
表	種 類	形;	大			表	示面	面	照	明	
示後	表示内容					面	積				
表	種 類	形;	犬			表	示面	面	照	明	
示前	表示内容					面	積				
表	種 類	形;	犬			表	示面	面	照	明	
示後	表示内容					面	積				
表	種 類	形;	大			表	示面	面	照	明	
示前	表示内容					面	積				
表	種 類	形;	犬			表	示面	面	照	明	
示後	表示内容					面	積				
許	在受けている 可の年月日 びその番号	年月日		年	月	日	番号	第			号
	更 の理由										
		氏名又は	名称					市屋外店 市特例區			
工	事 施 工 者	住所又 たる事務 所 在						第			号
手	数料										
備	考										

(注) 不要の文字は、抹消してください。

様式第7号(第14条関係)

第 号 年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

屋外広告物変更·改造許可書

年 月 日付けで申請のあった屋外広告物変更・改造については、次のとおり 許可します。

пп	可します。			
表	示(設置)場	所		
		広告物の種類・	表示内容・形状・面積等	<u> </u>
変更	種 類	形状	表示面	面 照 明
更前	表示内容		面 積	
変更後	種 類	形状	表示面	面 照 明
後	表示内容		面 積	
変更前	種 類	形状	表示面	面 照 明
前	表示内容		面 積	
変更後	種 類	形状	表示面	面 照 明
後	表示内容		面 積	
変更前	種 類	形状	表示面	面 照 明
前	表示内容		面 積	
変更後	種 類	形状	表示面	面 照 明
後	表示内容		面積	
変更前	種 類	形状	表示面	面照明
前	表示内容		面積	
変更後	種 類	形状	表示面	面照明
後	表示内容		面 積	
許	可の条	件		
変	更等許可手数	文料		

様式第8号(第16条関係)

広告景観協定認定申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地

申請者

氏 名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名

静岡市屋外広告物条例第15条第1項の規定により、広告景観協定の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

名 称						
区域						
表 示 の 方 法 広 告 物 の 位置、形状、 面積、色彩、 意匠等						
有 効 期 間	年	月	日から	年	月	日まで
広告景観協定の変 更・廃止の方法						
広告景観協定に違反した場合 の 措置						
その他広告景観協定 の実施に関する事項						

(注) 区域の図面を添付してください。

様式第9号(第16条関係)

広告景観協定変更・廃止届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 [法人にあっては、その 主たる事務所の所在地]

届出者

氏 名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名

次のとおり、広告景観協定を 変更 廃止 したので、静岡市屋外広告物条例 第15条 第3項 の規定により届け出ます。

名称						
区域						
変更・廃止年月日						
変 更 の 内 容 広 告 物 の 位置、形状、 面積、色彩、 意匠等						
有 効 期 間	年	月	日から	年	月	日まで
広告景観協定の変 更・廃止について						
広告景観協定に 違反 借 借 の 措						
認定の変更を受け ようとする理由						

(注)

- 1 不要の文字は、抹消してください。
- 2 区域が変更となる場合は、区域の図面を添付してください。

様式第10号(第16条関係)

第 号 年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

広告景観協定認定書

年 月 日付けで 申請のあった広告景観協定 については、次のと おり適当であると認定します。

名 称							
区域							
表 示 の 方 法 広 告 物 の 位置、形状、 面積、色彩、 意匠等							
有 効 期 間	年	: 月	日から	年	月	日まで	
広告景観協定の変 更・廃止の方法							
広告景観協定 に違反した場合 の措置							
その他広告景観協定の実施に関する事項							

様式第11号(第17条関係)

屋外広告物許可証 番号 第 号 期限 年 月 日 静 岡 市 様式第12号(第17条関係)



(注) 大きさは、直径4.5センチメートルとする。

様式第13号(第18条、第21条関係)

屋外広告物除却·滅失届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地

届出者

氏 名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり 広 告 物 を 除却 したので、静岡市屋外広告物条例 第19条第2項 第25条第4項 の規定により届け出ます。

->/уш/ст-от > /шт/ рд от	/ 0							
広告物の種類								
広告物を表示し、又は 掲出物件を設置する 場 所								
表 示 の 内 容								
現在受けている許可の年月日及び その番号	年月日		年	月	日	番号	第	号
除却·滅失年月日		年	月		日			
除却・滅失の理由								
備考								

(注) 不要の文字は、抹消してください。

様式第14号(第19条関係)

この広告物は違反広告物です

年 月 日

静岡市

この広告物は、静岡市屋外広告物条例に違反しています。

様式第15号(第19条関係)

この広告物は除却命令違反です

 年
 月
 日

 静
 岡
 市

この広告物は、静岡市屋外広告物条例に基づく除却命令に違反しています。

(表)



上記の者は、静岡市屋外広告物条例第23条第1項及び第29条の5第1項の規定により立入 検査を行う権限を有する者であることを証明する。

年 月 日交付

静岡市長 氏 名 印

(裏)

静岡市屋外広告物条例(抜粋)

(報告及び検査)

- 第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物及びこれを掲出する物件の存する土地又は建物に立ち入り、広告物又は掲出物件を検査させることができる。
- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告及び検査)

- 第29条の5 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業者に対し、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員に、営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。
- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第17号(第21条関係)

^{ろう} 堅牢な広告物等の管理者 設置 _{変更} 届出者

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地

届出者

氏 名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名) 電話番号

25条第1項の規定により届け出ます。

広告物の種類	
広告物を表示し、又は	
掲出物件を設置する	
場所	
表示の内容	
形状及び面積	
材料及び構造	
現在受けている	
許可の年月日及 年月日 年 月 日 番号	第号
び そ の 番 号	
設 置 年月日 年 月	日
住所又は主	
たる事務所の	
新管理者	
利 管 壁 有 氏名又は名称	
※屋外広告業 静岡市屋外広告業登録	/# D
登録番号等 静岡市特例屋外広告業届	出 第 号
住所又は主	
たる事務所の	
旧管理者所在地	
氏名又は名称	
備考	

(注)

- 1 不要の文字は、抹消してください。
- 2 ※印のある欄は、新管理者が屋外広告業者である場合に記入してください。

様式第18号(第21条関係)

屋外広告物設置者変更届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地

届出者

氏 名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり、屋外広告物設置者を変更したので、静岡市屋外広告物条例第25条第2項の 規定により届け出ます。

広	告 物	ig (の 種	類									
	告物を表 物件を												
表	示	0)	内	容									
現許び	在 受 可 の そ		て い 月 日 番	る及号	年月日		年	月	日	番	号	第	号
変	更	年	月	日				年	J]	日		
旧	設		置	者	住所又 たる事務 所 在 氏名又は	新の 地							
変	更	の	理	由									
% !	量外広告	音業	登録番号	き等	静岡市屋			届出				第	号
備				考									

(注) ※印のある欄は、変更後の設置者が屋外広告業者である場合に記入してください。

様式第19号(第21条関係)

屋外広告物設置者

ろう の氏名等変更届出書 堅牢な広告物等の管理者

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地

届出者

氏 名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名

電話番号

屋 外 広 告 物 設 置 者 次のとおり、 $_{55}$ の氏名等を変更したので、静岡市屋外広告物 堅牢な広告物等の管理者

条例第25条第3項の規定により届け出ます。

広	告 物	切 の	り種	類									
	告物を 出 物 作												
表	示	0	内	容									
許	在 受 可 の そ	年	月日	及	年月日		年	月	日	番	号	第	号
変	更	年	月	日				年	F]	日		
変		更		前	住所又 たる事務 所 在 氏名又は	所の地							
					※屋外広登録番	告業		外広告			出	第	号
変		更		後	住所又 たる事務 所 在 氏名又は	新の 地							
備				考									

(注)

- 1 不要の文字は、抹消してください。
- 2 ※印のある欄は、変更後の設置者又は管理者が屋外広告業者である場合は、記入し てください。

様式第20号(第21条の2関係)

	保管広告物又は掲出物件一覧簿							
整理番号	種類	形状	数量	放置されていた場所		保 管 を 始 め た 年月日時	保管場所	備考

様式第21号(第21条の4関係)

受 領 書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 [法人にあっては、その] 主たる事務所の所在地]

返還を受けた者

氏名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名

下記のとおり広告物又は掲出物件(現金)の返還を受けました。

返還を受	けた日時	
返還を受	けた場所	
	整理番号	
返還を受け た広告物又	名称又は種類	
は掲出物件	形状	
	数量	
返還を受	けた金額	

様式第22号(第22条の2関係)

(表)

屋外広告業登録申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地

登録申請者

氏 名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名)

屋外広告業の登録を受けたいので、静岡市屋外広告物条例第26条 第1項 の規定により、

関係書類を添えて、次のとおり申請します。

	新規	※登録番号	静岡市屋外広告業登録第	号
登録の種類	更新	※登録年月日	年 月 日	
ふりがな 氏 (法人にあって の名称及びf の氏名	名 は、そ	法人・個人の別	1 法人 2 個人	
住 (法人にあって の主たる事を 所在地		郵便番号(電話番号()	_
		営業所の名称	営業所の所在地(郵便番号)	営業所の 電話番号
1 静岡市の において営 う営業所の び所在地	業を行			

		(裏)					
	所属営業所名	氏	名	住	Ē Ē	近	資格
2 業務主任者の氏 名、住所、所属す							
る営業所の名称、							
資格							
	職			がな	住		所
3 法人である場合			氏	名			
の役員(業務を執 行する社員、取締							
役又はこれらに準							
ずる者)の職、氏名 及び住所							
汉 田川							
	ふりがこ						
4 未成年者である	氏 (法人にあっては	名 は、その)					
場合の法定代理人の氏名又は名称及	名称及び代表者	の氏名					
び住所又は主たる	住	所	郵便番	号(_)	
事務所の所在地	(法人にあっては 主たる事務所の	, -	雷	話番号()		_
5 法定代理人が法		771 11.20)		がな	, 		
人である場合の役	職		氏	名	住		所
員(業務を執行する社員、取締役又							
はこれらに準ずる							
者)の職、氏名及び 住所							
正/月	登録を受	けた					
6 他の地方公共団	地方公共団		登	録年月日		登録番	号
体における屋外広 告業の登録番号等			年	月日			
The same of the							
備考							

(注)

- 1 不要の文字は、抹消してください。
- 2 ※印のある欄は、新規の登録の場合は記入しないでください。
- 3 法人・個人の別は、該当する数字を○で囲んでください。
- 4 業務主任者の資格欄は、屋外広告士、講習会修了者、職業訓練指導員、技能士等の 別を記入してください。

様式第23号(第22条の2関係)

誓約書

登録申請者は、静岡市屋外広告物条例第26条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

住 所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地

登録申請者

氏 名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名

(宛先)静岡市長

静岡市屋外広告物条例(抜粋)

(登録の拒否)

- 第26条の4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書 若しくはその添付書類に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実 の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
 - (1) 第29条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経 過しない者
 - (2) 屋外広告業者で法人であるものが第29条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
 - (3) 第29条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その 執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
 - (7) 第28条第1項に定めるところに従って業務主任者を選任していない者

様式第24号(第22条の3関係)

静岡市屋外広告業登録第 号

屋外広告業登録証

住 所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

初回登録年月日年月日更新登録年月日年月日有効期間の満了日年月日

静岡市屋外広告物条例第26条の3第1項の規定により、屋外広告業者登録簿に登録したことを証します。

年 月 日

静岡市長 氏 名 印

様式第25号(第23条関係)

屋外広告業登録事項変更届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地)

届出者

氏 名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名)

屋外広告業に関する事項を変更したので、静岡市屋外広告物条例第26条の5第1項の規定により届け出ます。

により届け出ます。				
登録番号	静岡市屋外広	告業登録第		号
登録年月日	,	年 月	日	
ふりがな				
氏 名				
(法人にあっては、そ)				
の名称及び代表者				
の氏名				
	法人・個人の別	1	法人 2	個人
住所	郵便番号(一)		
法人にあっては、そ の主たる事務所の				
所在地		電話番号()	_
変更に係る事項	変更前	変更	後	変更年月日

(注) 法人・個人の別は、該当する数字を○で囲んでください。

様式第26号(第23条の3関係)

屋外広告業廃業等届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地

届出者

氏 名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名) 電話番号

屋外広告業を廃止等したので、静岡市屋外広告物条例 第26条の7第1項 の規定により届 け出ます。

., [4, 6, 7, 6]	
登録(届出)番号	静 岡 市 屋 外 広 告 業 登 録 静岡市特例屋外広告業届出 第 号
登録(届出)年月日	年 月 日
ふりがな 氏 名 法人にあっては、そ の名称及び代表者 の氏名	法人・個人の別 1 法人 2 個人
住 所 法人にあっては、そ の主たる事務所の 所在地	郵便番号() 一) 電話番号() 一
届出の理由	 死亡 2 合併による消滅 破産手続開始の決定による解散 その他の理由による解散 5 廃止
届出の理由の 生じた日	年 月 日
屋外広告業者と 届出者との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

(注)

- 1 不要の文字は、抹消してください。
- 2 法人・個人の別、届出の理由欄及び屋外広告業者と届出者との関係欄は、該当する 数字を○で囲んでください。

様式第27号(第24条関係)

屋外広告物講習会受講申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

 住 所

 ふりがな

 申請者 氏 名

 生年月日 年 月 日

 電話番号

広告物及び掲出物件に関する講習会を受けたいので、静岡市屋外広告物条例施行規則第2 4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

17/1/11/2/2/2/2/2	Tes y Cocao y Ting Os y o								
勤務先	郵便番号(—) 所在地	写 真 貼 付 縦4cm 横3cm							
勤 務 先	名 称 電話番号() 一	(申請前6月以内に 撮影した無帽、正 面、上半身、無背景 のもの)							
受講希望事項	1 広告物及び掲出物件に関する法令についての知識 2 広告物の表示及び掲出物件の設置方法についての知識 3 広告物及び掲出物件の施工についての知識								
	1 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく建築士の	資格を有する者							
講習科目の	2 電気工事士法(昭和35年法律第139号)に基づく電気する者	気工事士の資格を有							
受講の免除の 免 許 資 格	3 電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気 付を受けている者	主任技術者免状の交							
	4 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づ職業訓練指導員免許所持者、帆布製品製造科に係る場 帆布製品製造に係る技能検定合格者								
備考									

(注)

- 1 受講希望事項欄及び講習科目の受講の免除の免許資格欄は、該当する数字を○で囲んでください。
- 2 講習科目の受講の免除の免許資格を有する者は、その資格を証する書面又はその写しを添付してください。
- 3 講習科目の受講の免除の免許資格を有する者は、「広告物の施工についての知識」 の受講が免除されます。

様式第28号(第24条関係)

第 号

屋外広告物講習会修了証書

住 所 氏 名

年 月 日生

静岡市屋外広告物条例第27条第1項の規定による講習会の課程を修了したことを証します。

年 月 日

静岡市長 氏 名 印

様式第29号(第24条関係)

屋外広告物講習会修了証書記載事項変更届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地 届出者 氏 名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名) 電話番号

次のとおり、屋外広告物講習会修了証書の記載事項に変更があったので、静岡市屋外 広告物条例施行規則第24条第4項の規定により届け出ます。

修及	了証	書の	年月)番	日号	年	月	日		年	月	日	番号	第	号
変	更	年	月	日				年	J.	I	日			
変		更		前										
変		更		後										
変	更	の	理	由										
備				考										

(注) 修了証書及び記載事項の変更を証する書面又はその写しを添付してください。

様式第30号(第25条関係)

屋外広告物講習会修了等相当者認定申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地] 申請者 氏 名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名) 電話番号

広告物及び掲出物件に関する講習会の課程を修了した者等と同等以上の知識を有する者の認定を受けたいので、静岡市屋外広告物条例第28条第1項第5号の規定により、次のとおり申請します。

勤務先	名 称 所在地	生年月日	年	月	日
広告物の表示 又は掲出物件 の設置に関す る業務の経験 年数及びその 資格の状況					
備考					

様式第31号(第25条関係)

第 号

屋外広告物講習会修了等相当者認定書

住 所 氏 名

年 月 日生

静岡市屋外広告物条例第28条第1項第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識を有する者と認定します。

年 月 日

静岡市長 氏 名 印

様式第32号(第25条関係)

屋外広告物講習会修了等相当者認定書記載事項変更届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 (法人にあっては、その 主たる事務所の所在地) 届出者 氏 名 (法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名) 電話番号

次のとおり、屋外広告物講習会修了相当者認定書の記載事項に変更があったので、静岡市屋外広告物条例施行規則第25条第3項の規定により届け出ます。

認力	定書びる	: の ! そ の	年月	日号	年月	日	年	月	日	番	号	第	号
変	更	年	月	日									
変		更		前									
変		更		後									
変	更	の	理	由									
備				考									

(注) 認定書及び記載事項の変更を証する書面又はその写しを添付してください。

様式第33号(第26条関係)

屋 外 広 告 業 登 録 証 屋 外 広 告 物 講 習 会 修 了 証 書 屋外広告物講習会修了等相当者認定書 特例屋外広告業届出済証

年 月 日

(宛先)静岡市長

[法人にあっては、その] 住 所 主たる事務所の所在地

申請者

[法人にあっては、その] 氏 名 名称及び代表者の氏名

電話番号

屋 外 広 告 屋外広告物講 静岡市屋外広告物条例施行規則第26条第2項の規定により、 屋外広告物講習会 特例屋外広告

業 登 録 証 習 会 修 了 証 書 修了等相当者認定書 の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。 業届出済証

申	請	Ø	理	由
備				考

(注) 不要の文字は、抹消してください。

様式第34号(第26条の2関係)

屋外広	告 業 者 標 識	
氏名又は名称及び個人であって		
商号を定めている場合の商号		
法人である場合の代表者の氏名		
屋外広告業の登録番号又は 特例屋外広告業届出済証の番号	第	号
登録年月日又は 届出年月日	年 月	日
営 業 所 名		
この営業所に置かれている業務主任者の氏名		

様式第35号(第26条の3関係)

屋外広告業帳簿

発	注 者	広告物の表示又は掲出物件の	表示した広告物又は設置	した掲出物件	表示又は設置の
氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	設置の場所	名称又は種類	数 量	年 月 日
					年 月 日

様式第36号(第26条の4関係)

(表)

特例屋外広告業届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地

届出者

氏 名 (法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名) 静岡市屋外広告物条例第29条の3第3項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届 け出ます。

届出番号	※静岡市特例屋	外広告	業届出	第		号	
届出年月	*	年	月	日			
ふりがな 氏 名 (法人にあっては、そ の名称及び代表者 の氏名							
	法人・個人の別	1		1	法人	2 個人	
住 所 法人にあっては、そ の主たる事務所の	郵便番号(_)			
[所在地]			電	話番号	1-()	_
	営業所の名称	7	営業所	の所在	地(郵便	(番号)	営業所の 電話番号
1 静岡市の区域内 において営業を行 う営業所の名称及 び所在地							

		(裏	E)			
	所属営業所名	氏	名	住	所	資格
2 業務主任者の氏 名、住所、所属す る営業所の名称、 資格						
	登録番号		登録	未 年月日	有効期間の	満了日
3 静岡県から受け ている登録にかか る登録番号、登録 年月日及び有効期 間の満了日			年	月日	年 月	日
	登録を受けた 地方公共団体		登銀	录年月日	登録番	号
4 その他の地方公 共団体から受けて いる登録番号等			年	月日		
備考						

(注)

- 1 不要の文字は、抹消してください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 法人・個人の別は、該当する数字を○で囲んでください。
- 4 業務主任者の資格欄は、屋外広告士、講習会修了者、職業訓練指導員、技能士等の 別を記入してください。

様式第37号(第26条の4関係)

静岡市特例屋外広告業届出第 号

特例屋外広告業届出済証

住 所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

届出年月日 年 月 日

静岡市屋外広告物条例第29条の3第3項の規定による特例屋外広告業の届出をしたことを 証します。

年 月 日

静岡市長 氏 名 印

様式第38号 (第26条の5関係)

特例屋外広告業届出事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所 [法人にあっては、その] 主たる事務所の所在地]

届出者

氏名 { 法人にあっては、その } 名称及び代表者の氏名 }

屋外広告業に関する事項を変更したので、静岡市屋外広告物条例第29条の3第3項の規 定により届け出ます。

届出番号	静岡市特例屋外広告業績	届出第	号						
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日						
			年	月	日				
			年	月	日				
			年	月	B				
			年	月	B				
			年	月	日				
備考			,						

様式第39号(第29条関係)

屋外広告物許可申請手数料減額 屋外広告物許可期間更新申請手数料 屋外広告物変更・改造許可申請手数料 免除

申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地

申請者

氏名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名 電話番号

屋外広告物許可申請手数料 屋外広告物許可期間更新申請手数料 を 屋外広告物変更·改造許可申請手数料

減 額

してくださるよう次のとおり

免 除

申請します。

- 1 表示又は設置場所
- 2 広告物の種類・表示内容・面積等
- 3 表示又は設置期間
- 4 手数料 円
- 5 減免を受けようとする理由
- (注) 不要の文字は抹消してください。

様式第40号(第29条関係)

屋外広告物許可申請手数料減額 屋外広告物許可期間更新申請手数料 屋外広告物変更・改造許可申請手数料 免除

決定通知書

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった

屋外広告物許可申請手数料 屋外広告物許可期間更新申請手数料 屋外広告物変更·改造許可申請手数料

減額 減額

したので通知します。

については、次のとおり \mathcal{O} 免除

規	定	手	数	料	額	減 免 額		差	引	納	付	額	
					円	免 除							円
					H	減額	円						H
減額) 冬化	t:										

免除

免除

様式第1号(第5条の2関係)

(平28規則84·追加)

様式第1号の2 (第10条関係)

(平18規則105・全改、平23規則77・平24規則20・一部改正、平28規則84・旧様式第 1号繰下、令3規則66・一部改正)

様式第2号(第10条関係)

(平18規則105・全改、平24規則20・一部改正)

様式第3号(第13条関係)

(平18規則105・全改、平23規則77・令3規則66・一部改正)

様式第4号(第13条関係)

(平31規則17・全改)

様式第5号(第13条関係)

(平18規則105・全改)

様式第6号(第14条関係)

(平17規則51・平18規則105・平23規則77・平24規則20・令3規則66・一部改正)

様式第7号(第14条関係)

様式第8号(第16条関係)

(平17規則51・平23規則77・令3規則66・一部改正)

様式第9号(第16条関係)

(平17規則51・平23規則77・令3規則66・一部改正)

様式第10号(第16条関係)

様式第11号(第17条関係)

様式第12号(第17条関係)

様式第13号(第18条、第21条関係)

(平17規則51・平18規則105・平23規則77・一部改正)

様式第14号(第19条関係)

様式第15号(第19条関係)

様式第16号(第20条関係)

(平18規則105・全改、令3規則66・一部改正)

様式第17号(第21条関係)

(平17規則51・平18規則105・平23規則77・平24規則20・一部改正)

様式第18号(第21条関係)

(平17規則51・平18規則105・平23規則77・平24規則20・一部改正)

様式第19号(第21条関係)

(平17規則51・平18規則105・平23規則77・平24規則20・一部改正)

様式第20号(第21条の2関係)

(平17規則51・追加、平18規則105・旧様式第19号の2繰下)

様式第21号 (第21条の4関係)

(平17規則51・追加、平18規則105・旧様式第19号の3繰下、平23規則77・令3規則 66・一部改正)

様式第22号 (第22条の2関係)

(平18規則105・全改、平23規則77・平24規則20・令3規則66・一部改正)

様式第23号(第22条の2関係)

(平18規則105・全改、平23規則77・平24規則20・令3規則66・一部改正)

様式第24号 (第22条の3関係)

(平18規則105·追加)

様式第25号(第23条関係)

(平18規則105・追加、平23規則77・平24規則20・一部改正)

様式第26号(第23条の3関係)

(平18規則105・追加、平23規則77・平24規則20・一部改正)

様式第27号(第24条関係)

(平18規則105・追加、平23規則77・平28規則84・令3規則66・一部改正)

様式第28号(第24条関係)

(平18規則105・旧様式第25号繰下)

様式第29号(第24条関係)

(平17規則51・一部改正、平18規則105・旧様式第26号繰下・一部改正、平23規則77・一部改正)

様式第30号(第25条関係)

(平17規則51・一部改正、平18規則105・旧様式第27号繰下・一部改正、平23規則77・令3規則66・一部改正)

様式第31号(第25条関係)

(平18規則105・旧様式第28号繰下・一部改正)

様式第32号(第25条関係)

(平17規則51・一部改正、平18規則105・旧様式第29号繰下・一部改正、平23規則77・一部改正)

様式第33号(第26条関係)

(平17規則51・一部改正、平18規則105・旧様式第30号繰下・一部改正、平23規則77・令3規則66・一部改正)

様式第34号(第26条の2関係)

(平18規則105・追加)

様式第35号(第26条の3関係)

(平18規則105・追加、平24規則20・一部改正)

様式第36号(第26条の4関係)

(平18規則105・追加、平23規則77・平24規則20・一部改正)

様式第37号(第26条の4関係)

(平18規則105・追加)

様式第38号(第26条の5関係)

(平28規則84・全改)

様式第39号(第29条関係)

(平17規則51・一部改正、平18規則105・旧様式第31号繰下・一部改正、平23規則77・令3規則66・一部改正)

様式第40号(第29条関係)

(平18規則105·旧様式第32号繰下)